

徳島市行財政力強化プラン2014

(平成26年度～平成29年度)

—健全化から強化へ—

平成26年3月

徳島市

策定にあたって

本市では、平成17年2月に「財政危機宣言」を行い、危機的な財政状況を早期に克服し、将来を見据えた健全な行財政運営を確立するために、全庁的な体制のもと2期8年にわたり、平成17年12月に「徳島市行財政健全化計画2005」を、また平成22年3月には「第2期徳島市行財政健全化計画2010」を策定し、定員の適正化や徹底した歳入確保、歳出抑制策の実施等の行財政健全化に取り組んでまいりました。

その結果、財政再建準用団体への転落は当面回避でき、本市の将来像「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化を図るとともに、休日窓口の開設等目に見える形での市民サービスの向上に努めるなど、一定の成果を上げることができました。

これまでの市民の皆様のご理解とご協力に改めて厚く感謝申し上げます。

この間一方で、人口減少や少子高齢化の進行、さらなる地方分権の進展への対応や南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策の推進、徳島東部地域の将来を見据えた拠点都市の創造など、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、このような環境変化に迅速かつ的確に対応するためには、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向けて中長期的に取り組まなければならないと考えております。

そのため、これまでの健全化の取組みだけでなく、職員力や組織力等の様々な「力」を強化しながら、本市が次のステージへと進んでいくために、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とする「徳島市行財政力強化プラン2014」を策定しました。

本プランでは、引き続き行財政基盤の強化に取り組むことはもちろんのこと、さらなる行政運営機能の強化に積極的に取り組むことにより、本市の「行財政力」の強化を推進してまいります。

今後も、私自らが先頭に立って、全職員で本プランを着実に実行してまいりますので、本市の行財政力強化に向けた取組みへの市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、市議会をはじめ、徳島市行財政健全化市民会議委員の皆様、徳島市市民参加基本条例に基づき、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に深くお礼申し上げます。

平成26年3月

徳島市長 原 秀 樹

目次

策定にあたって

I これまでの行財政健全化計画の取組みと成果

1

- 1 これまでの行財政健全化計画の取組み
- 2 これまでの行財政健全化計画の成果
 - (1) 第1期計画における成果
 - (2) 第2期計画における成果

II 本市が抱える課題や本市を取り巻く環境変化等

4

- 1 本市が抱える課題への対応
 - (1) 社会・経済情勢の変化による喫緊の行政ニーズに応じた組織の構築や職員配置
 - (2) 人口減少・少子高齢化の進行に対応するため、安定的・弾力的な財政構造への転換
 - (3) 限られた資源の中で、第4次総合計画に定めた本市の将来像の実現に向けた取組みの実施
- 2 本市を取り巻く環境変化
 - (1) 本市施策展開への対応
 - (2) 国の施策への対応
 - (3) 社会環境の変化への対応
- 3 財政中期展望

III 今後の行政運営の考え方

13

IV 徳島市行財政力強化プラン2014の概要

14

- 1 期間
- 2 対象
- 3 構成
 - (1) 基本的な方針
 - (2) 安定的な財政運営
 - (3) 職員配置の適正化
 - (4) 取組項目
- 4 体系図

V 基本的な方針

16

- 1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造
 - (1) 都市機能の強化に向けた体制の構築
 - (2) 周辺市町村との連携による都市基盤の充実
- 2 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築
 - (1) 組織マネジメント機能の強化
 - (2) 政策実現に向けた職員力の向上
- 3 市民とのパートナーシップのさらなる推進
 - (1) 満足と安心と信頼の市民サービスの提供
 - (2) 市民と行政との役割の再構築
- 4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立
 - (1) 簡素で効率的な市役所づくりのさらなる推進
 - (2) 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

VI 安定的な財政運営

18

- 1 取組みの方針
 - (1) 中長期的な視点を取り入れた財政運営
 - (2) 過度に基金に頼らない財政構造の構築
 - (3) 単年度収支不足を発生させない予算編成の推進
- 2 安定的な財政運営の推進のために

VII 職員配置の適正化

19

- 1 現在の定員管理の状況
 - (1) 人口1万人当たりの職員数の比較
 - (2) 部門別職員数の比較
- 2 基本的な考え方

VIII 38の取組項目

21

- 1 取組項目一覧
- 2 取組項目

IX 推進体制と進行管理

49

- 1 推進体制
- 2 進行管理

- 1 徳島市の財政状況
 - (1) 一般会計予算規模と主要一般財源の構成
 - (2) 一般会計予算規模に占める市税収入の割合
 - (3) 一般会計の人件費、扶助費、繰出金の決算額の推移
 - (4) 普通会計の歳出総額に占める義務的経費比率及び投資的経費比率
 - (5) 財政調整基金・減債基金残高の推移
 - (6) 一般会計の地方債残高の推移
 - (7) 平成24年度決算における健全化判断比率
 - (8) 平成24年度決算における資金不足比率
 - (9) 健全化判断比率と資金不足比率の推移
- 2 策定経過
- 3 徳島市行財政健全化市民会議設置要綱
- 4 徳島市行財政健全化市民会議委員名簿
- 5 徳島市行財政健全化推進本部設置要綱
- 6 用語解説(50音順)

I これまでの行財政健全化計画の取組みと成果

本市では、平成17年2月の「財政危機宣言」以降、行財政健全化計画を策定し、2期8年にわたり市政全般において、行財政健全化に向けた取組みを全庁一体で着実に推進してきました。

1 これまでの行財政健全化計画の取組み

徳島市行財政健全化計画2005（平成18～21年度。以下「第1期計画」という。）では、財政危機宣言を踏まえ、厳しい財政状況を早期に克服することを最優先の課題として、危機的財政状況の早期回復に向けた集中的な財源確保対策や定員の適正化の推進とともに、組織の見直しや重要政策に係る総合調整機能の強化等の79の具体的な取組項目を着実に実施しました。

また、第2期徳島市行財政健全化計画2010（平成22～25年度。以下「第2期計画」という。）では、さらなる行財政健全化の取組みを効果的・効率的に推進していくため、第1期計画で得られた成果と課題を踏まえ、第4次総合計画に掲げる将来像「心おどる水都・とくしま」実現のための行財政基盤の強化を目標とし、窓口サービス等の向上や自主防災組織の結成・促進等の56の具体的な取組項目を着実に実施してきました。

2 これまでの行財政健全化計画の成果

(1) 第1期計画における成果

財政面では、徹底した歳入確保及び歳出抑制策の実施により、計画期間の4年間における財源確保額は、計画額152億円に対し、実績額191億円と計画額を39億円上回る成果を上げ、懸念されていた財政再建準用団体への転落を回避することができました。

また、定員面については、積極的な外部委託（アウトソーシング）の推進、公の施設への指定管理者制度の導入、職員体制の見直し等により、削減目標数251人に対し、実績数は259人と目標数を8人上回る成果を上げることができました。

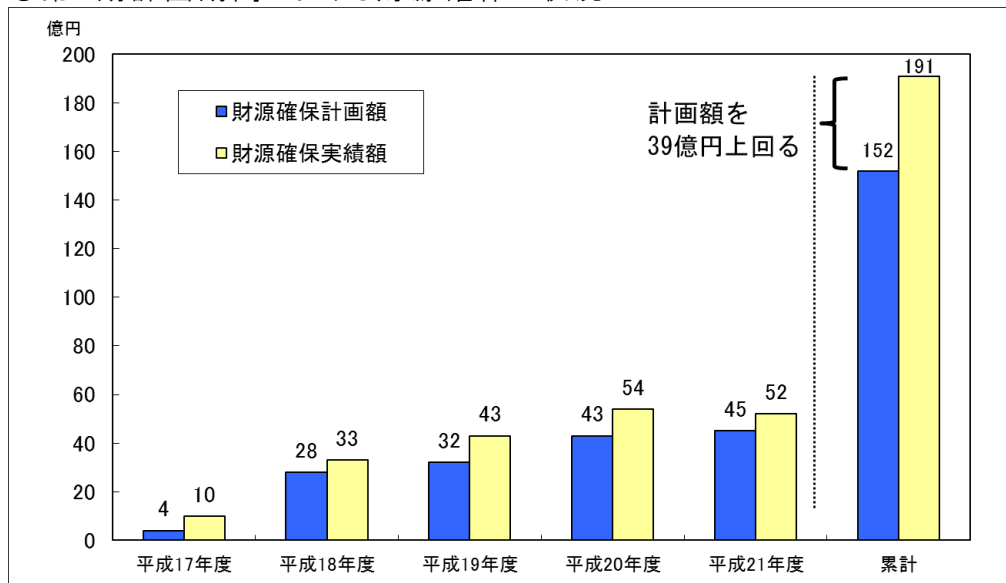
さらに、母子・乳幼児コーナーや証明コーナーの開設等の新窓口の設置により市民の利便性とサービスの向上を図るとともに、職員提案制度の実施等による職員の意識改革に努めてきました。

(2) 第2期計画における成果

第1期計画で取り組んできた健全化の歩みを停滞させることなく、硬直化した財政構造から、安定的・弾力的な財政構造への転換に向けて取り組み、その結果、平成24年度決算において58億円の基金残高を確保するとともに、平成17年度比で職員数を10%以上削減し、また第2期計画の最終年度となる平成26年度当初において、削減目標70人を2人上回る72人の削減見込みとなるなど、効果的・効率的な職員配置に向けて取り組んできました。

また、より一層の窓口サービス向上のために、休日窓口の開設、窓口表示・案内表示の改善や支所での税務証明書の発行、軽自動車税をはじめとする市税のコンビニエンスストアでの収納等、目に見える形での市民サービスの向上に努めてきており、来庁者に対して行った窓口サービスに関するアンケート調査では高評価を得ることができました。

○第1期計画期間における財源確保の状況



※端数処理の関係で計が合わないところがあります。

○行財政健全化計画期間における財政収支の状況

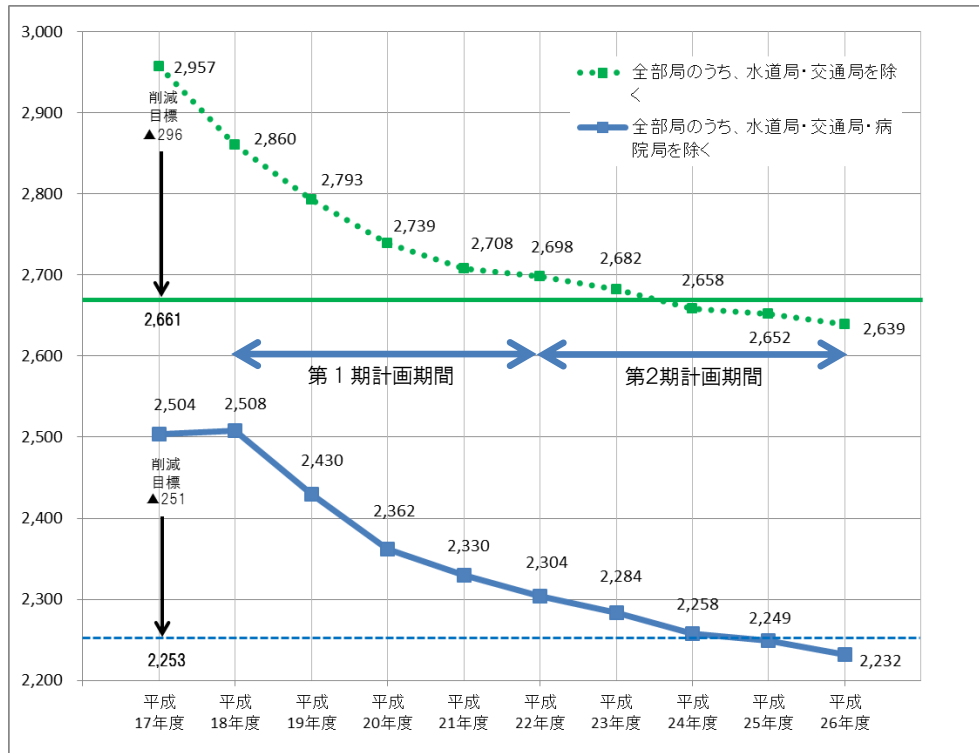
(一般会計・一般財源ベース)

(単位 億円)

区分	平成17年度	第1期計画期間				第2期計画期間			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入	596	583	571	584	579	624	604	605	—
歳出	590	586	566	568	579	598	594	591	—
収支	6	▲3	5	16	0	26	10	14	—
基金残高	50	41	40	42	41	51	53	58	—

○行財政健全化計画期間における職員数の推移

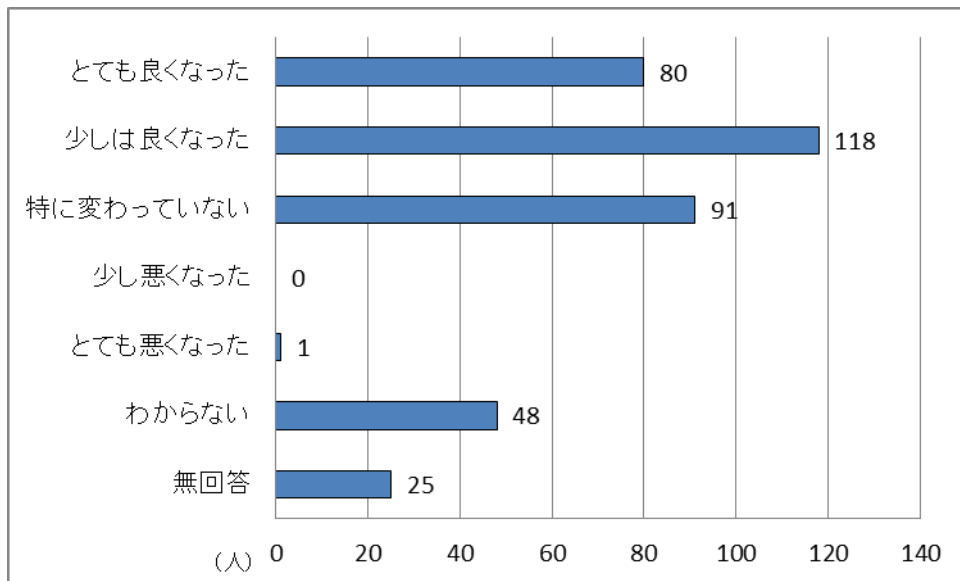
(単位 人)



○窓口サービスに関するアンケート結果

(質問)

窓口の全体的な印象(職員の対応や案内表示などすべてを含む。)は、以前に窓口を利用した時と比べて、どのように感じられましたか。



※実施期間 平成24年10月14日～平成24年11月2日
 対象者 市役所本庁舎への来庁者
 回答者数 363人

Ⅱ 本市が抱える課題や本市を取り巻く環境変化等

国においては、東日本大震災からの復興をはじめ、経済対策、社会保障制度改革など様々な課題が山積する中、日本再生に向けた様々な政策の実行により、長期にわたる経済停滞局面から景気回復の兆しが見えており、雇用の拡大や所得の増大への期待が高まっています。

しかしながら、本市では、引き続き取り組まなくてはならない経済振興や地域振興への対応をはじめ、人口減少や少子高齢化の進行、徳島東部地域の将来を見据えた新たな拠点都市の創造、また、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策への対応等、本市が抱える課題は多く、取り巻く環境は大きく変化しています。

1 本市が抱える課題への対応

(1) 社会・経済情勢の変化による喫緊の行政ニーズに応じた組織の構築や職員配置

国の様々な政策により、景気の先行きに対する期待感はあるものの、今後の情勢はまだ不透明であり、地方においては、その回復を実感できるまでに至っておらず、今後の生活に不安を抱える人々は依然として多い状況です。

雇用や福祉、とりわけ増加傾向にある生活困窮者への対応、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策の一層の推進、都市活力の創出や地域の活性化への対応等、社会・経済情勢の変化により複雑・多様化する行政ニーズを的確に捉え、迅速に対応できる組織の構築や職員配置が必要になっています。

(2) 人口減少・少子高齢化の進行に対応するため、安定的・弾力的な財政構造への転換

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、本市においては、今後においても市税収入の大きな伸びが期待できず、地方交付税の動向も不確定要素が大きいことから、安定的な財源確保ができない中で、増加し続ける扶助費（社会保障制度の一環として、生活困窮者等を援助するために要する経費）が行財政運営を圧迫していくと考えられます。

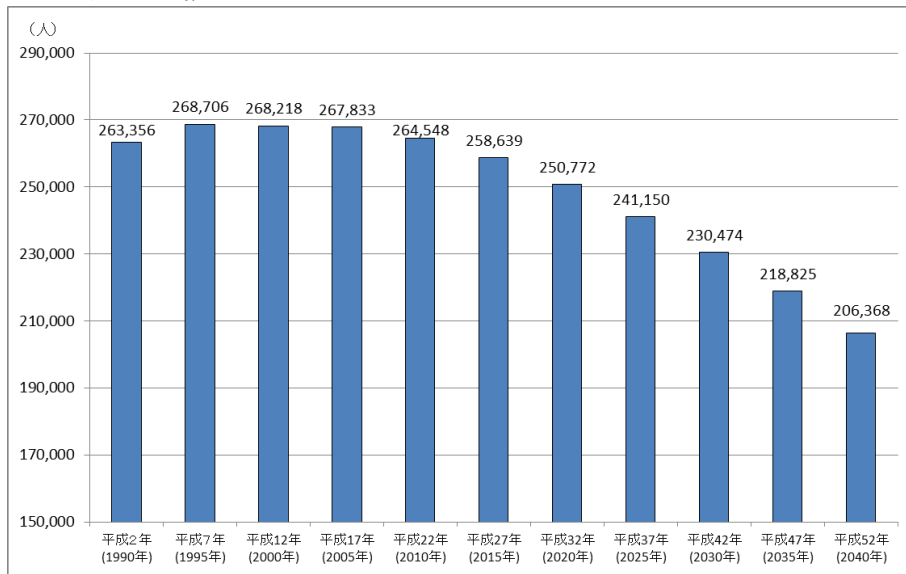
また、高度経済成長期以降に多く整備された橋りょうや道路、学校、公営住宅等といった市民生活の基盤となる公共施設は、建築年数の経過により老朽化が進行し、維持管理や施設更新にかかる経費が大きな財政負担となることも予想されます。

一方、本市の財政構造の弾力性を測る経常収支比率は、91.7%（平成24年度決算）、歳出総額に占める義務的経費比率は、59.3%（平成24年度決算）と高い水準にあり、依然として硬直的な財政構造であると考えられます。

このため、安定的、弾力的な財政構造への転換に向けた取組みを、今後一層強化していくことが必要となっています。

○徳島市の人口の推移

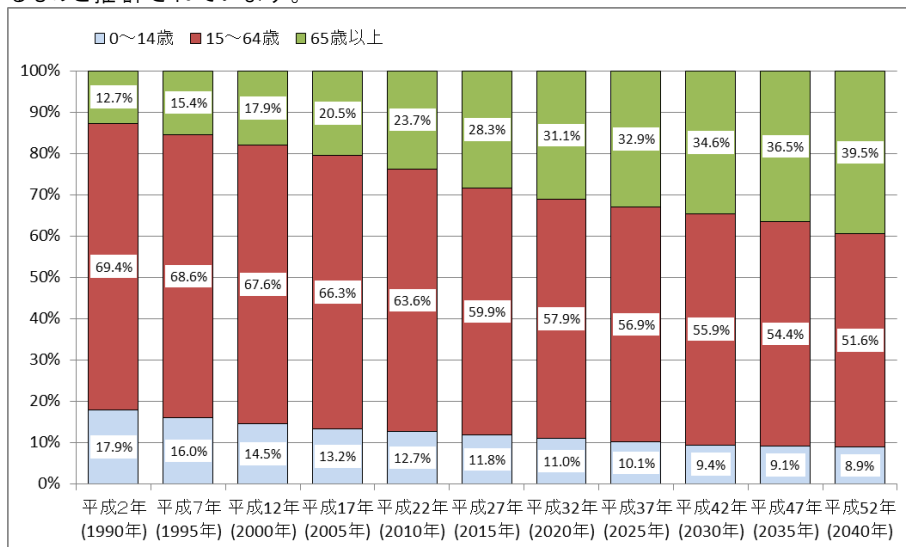
本市では、平成10年（1998年）をピークに人口減少が始まっており、平成52年（2040年）には、平成22年（2010年）より約5万8千人少ない206,368人まで人口が減少すると推計されています。



※出典 平成22年までは総務省「国勢調査」結果
平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）

○徳島市における年齢3区分人口割合の推移

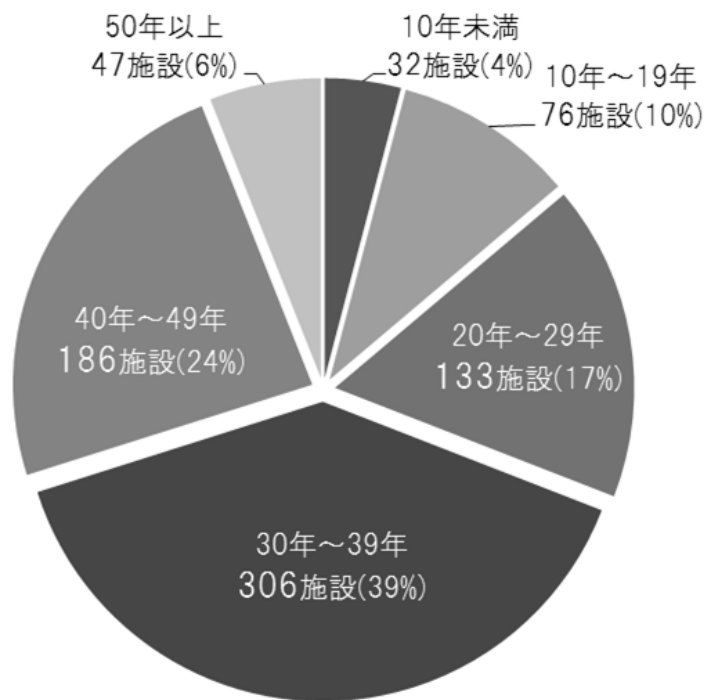
少子高齢化の進行により、高齢者人口については、いわゆる団塊の世代が65歳を迎えはじめる平成24年（2012年）以降からは、高齢者の割合がより拡大するものと推計されています。



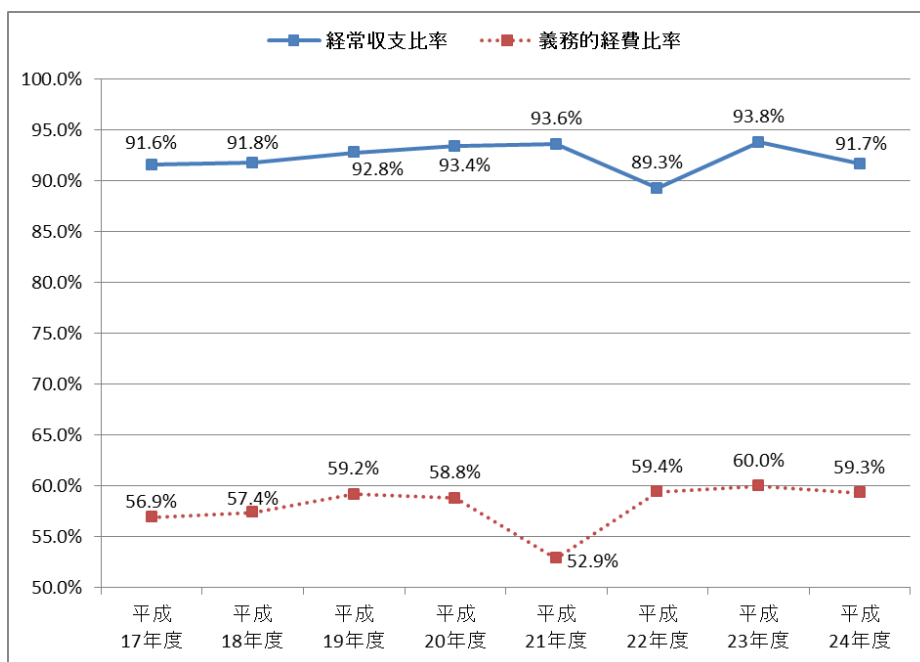
※出典 平成22年までは総務省「国勢調査」結果（年齢不詳人口を除く。）
平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）を基に算出

○公共施設の建築年数ごとの施設数

※床面積が100㎡以上の非木造施設 780施設

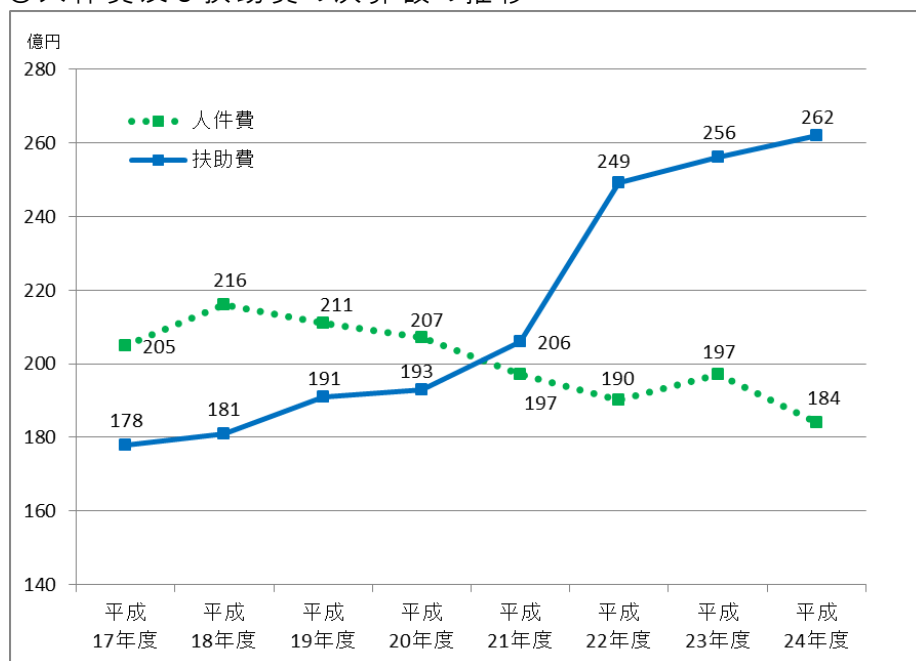


○経常収支比率及び義務的経費比率の推移



※普通会計決算に基づく数値

○人件費及び扶助費の決算額の推移



※一般会計決算に基づく数値

(3) 限られた資源の中で、第4次総合計画に定めた本市の将来像の実現に向けた取組みの実施

時代の変化に的確に対応し、本市のさらなる発展のため、第4次総合計画に掲げられた「元気とくしま」「安心とくしま」「信頼とくしま」の3つのまちづくりの基本理念に基づく本市の将来像の実現のためには、常に市民ニーズを的確に把握し、施策や事業の選択と集中により、限られた財源を最大限に活用し、継続した行財政基盤の強化やさらなる行政運営機能の強化に取り組む必要があります。

2 本市を取り巻く環境変化

(1) 本市施策展開への対応

① 徳島東部地域における新たな拠点都市の創造に向けた検討

本市では、平成18年度から、徳島東部地域市町村長懇話会において周辺11市町村とともに、共通する行政課題等について検討を重ね、様々な連携事業の実施や、定住自立圏の形成など、一定の成果をあげてきました。

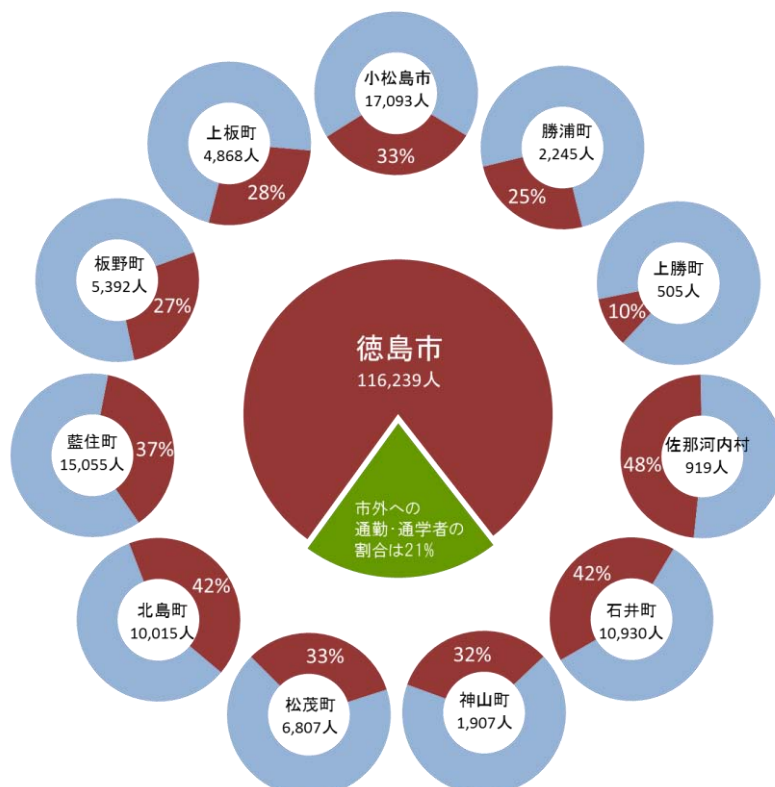
しかしながら、徳島東部地域では日常生活圏が拡大する中、広域的な行政課題の増大等への対応に迫られており、地域を持続的に発展させるためには、現状にとどまることなく将来を的確に見据え、よりスピード感を持って、全国の中で存在感のある新たな拠点都市の創造に取り組む必要があります。

そこで、本市では、平成25年5月に趣旨に賛同する自治体で構成する新拠点都市創造検討会議を設置し、主体的・積極的に新たな拠点都市の創造に向けた検討を行っています。

○徳島市周辺市町村から徳島市への通勤・通学者の状況等

徳島市への通勤・通学者が40%を超えているのは3町村(佐那河内村・石井町・北島町)

徳島市への通勤・通学者が30%を超えているのは4市町(小松島市・神山町・松茂町・藍住町)



※出典 平成22年国勢調査

(人数は各市町村における通勤・通学者の総数で自営業を除く。)

② 定住自立圏構想等による周辺市町村との広域連携

平成23年3月に、本市が中心市となり12市町村で構成する徳島東部地域定住自立圏を形成し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化等の広域的な連携により、圏域全体の活性化につながる事業を推進してきました。

また、ごみ処理についても、一般廃棄物中間処理施設の体制、規模等を検討するための体制づくりについて、周辺市町村と連携し推進していく必要があり、今後も、これらの取組みについては、引き続き連携を図っていく必要があります。

③ 「とくしまブランド」の確立と全国に向けた情報発信等

地域間競争の激化に伴い、本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化している中において、持続的に発展していくためには、地域の資源や人材を最大限に活用し、独自の魅力を高めていくことが重要です。

本市では、平成23年3月に「心おどる水都・とくしま」発信プランを策定し、シティプロモーションを展開してきました。今後においても、地域性にこだわった食などの特産品と、豊かな水辺環境などの都市イメージを合わせることによって、物語性を持った「とくしまブランド」を確立し、オールとくしま体制で全国に情報発信していく必要があります。

(2) 国の施策への対応

① さらなる地方分権の進展

国や都道府県と、本市のような住民に最も身近な行政主体である基礎自治体の役割分担を見直し、権限や財源の移譲など、地方分権の進展により市町村の裁量が高まる一方で、自己決定・自己責任による一層の自律的な行政運営が求められています。

② 国の規制緩和を視野に入れた現行の取組みの拡大等

バブル崩壊後の景気低迷による財政悪化からの回復をはかるため、社会・経済の構造改革の一環として「民間にできることは民間に」という考え方のもと、地方自治における規制緩和等が様々な分野で行われており、本市においても、積極的な外部委託（アウトソーシング）の推進、公の施設への指定管理者制度の導入等に取り組んできました。

国では、平成25年6月に規制改革を総合的に調査審議する規制改革会議から提出された「規制改革に関する答申」を受け、「規制改革実施計画」が示されており、今後においてもアウトソーシングの推進等により、現行の取組みの拡大について検討していく必要があります。

③ 中核市要件の緩和

平成25年6月の第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、人口20万人以上であれば保健所を設置することにより中核市への移行が可能となる法整備等が進められており、その動向について注視する必要があります。

④ 国の財政健全化に向けた取組みによる地方財政への影響

市税収入のうち、比較的安定財源である固定資産税が減少傾向にあり、地方財政にとって、財源保障機能を有する地方交付税制度の役割は、これまで以上に重要となっています。

一方で、国が示した「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月）では、地方財政を健全化し自立を促進することの重要性が明記されており、これまでと同様の地方財政対策が今後も継続されるのか不透明となっていることから、国の財政健全化に伴う地方財政への影響を見極める必要があります。

(3) 社会環境の変化への対応

① 南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策の推進

平成24年度に、国及び県から公表された南海トラフ巨大地震による被害想定は、これまでの想定を大きく上回る結果となったことから、本市においては、平成25年6月に「徳島市地震・津波対策行動計画」を策定し、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進しています。

特に、津波避難対策では津波避難施設の拡充を図るとともに、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難することにより、被害を大きく軽減することができることから、防災意識の啓発を重点的に展開していく必要があります。

また、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、災害発生時の応急対策等の見直しや初動体制が迅速かつ的確に確立できるよう職員

災害対応力の向上を図ることにより、住民の安全・安心を確保するための危機管理体制の強化が必要となっています。

さらには、大規模災害時には地域住民による「共助」が重要になることから、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動を支援していく必要があります。

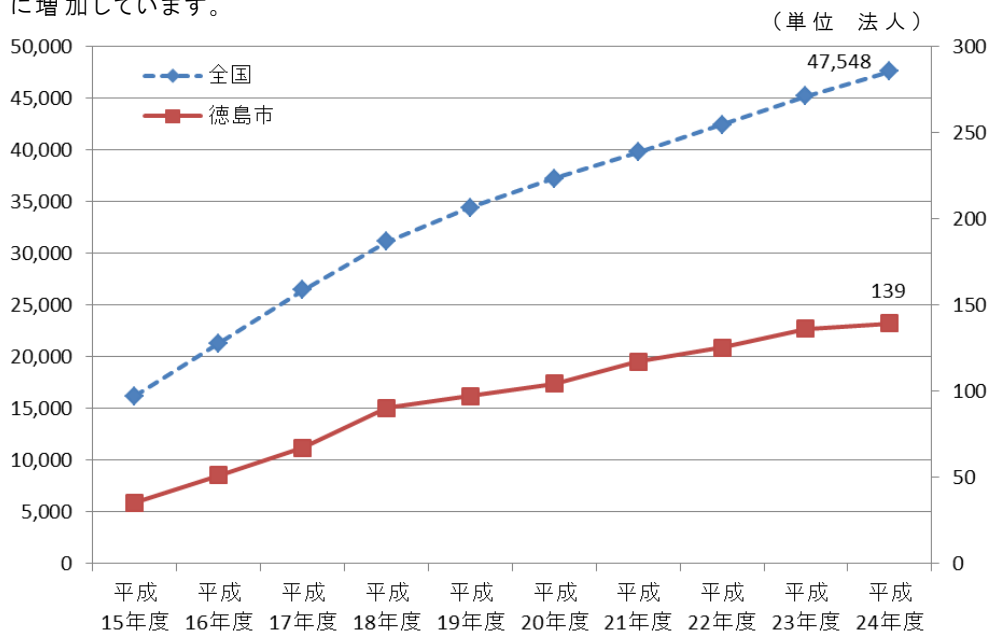
② 市民の市政参加意識の高揚

市民ニーズが複雑・多様化し、行政だけでは迅速かつ柔軟に対応することが困難な課題も生じていることから、まちづくりにおいては、これまで以上に市民、NPO、企業及び学校等多様な担い手が連携していく「協働」が重要なキーワードとなっています。

今後においては、防災・減災対策、産業振興及び保育・教育活動などの専門的で高度な知識や技術を要する課題や、高齢者や子どもの見守り、災害発生時の地域での助け合い等の地域課題の解決について、よりきめ細やかなサービスの提供を行うため、多様な担い手のノウハウを積極的に活用し、市政への参加意識の高揚を図っていく必要があります。

ONPO法人認証数の推移(全国・徳島市)

NPOは、新たな公共サービスの担い手として先駆的な役割を果たしており、平成24年度末現在、全国で47,548法人、本市においても139法人が認証され、年々着実に増加しています。



※出典 内閣府NPOホームページ(全国法人数)

3 財政中期展望

今後の財政運営の道しるべとなる財政中期展望は、経済変動の影響を受ける税収や扶助費の増加傾向について、国の中期財政計画を参考に、経済が再生していく場合を想定するとともに、本市の過去の決算状況等を勘案し、機械的に試算を行ったものです。

○財政中期展望（一般会計・一般財源ベース）

（単位 億円）

区 分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
歳 入	582	586	585	588	593
歳 出	573	586	589	604	610
収 支	9	0	▲ 5	▲ 16	▲ 17
累積収支 (基金充当後)	9 (69)	9 (69)	4 (64)	▲12 (48)	▲29 (31)

※端数処理の関係で計が合わないところがあります。

財政中期展望において、現在の財政運営を継続していくとすると、単年度においては収支不足の傾向となることが想定され、今後も引き続き、安定的・弾力的な財政運営を可能にする財政構造の構築に向けた取組みを進めることが重要となっています。

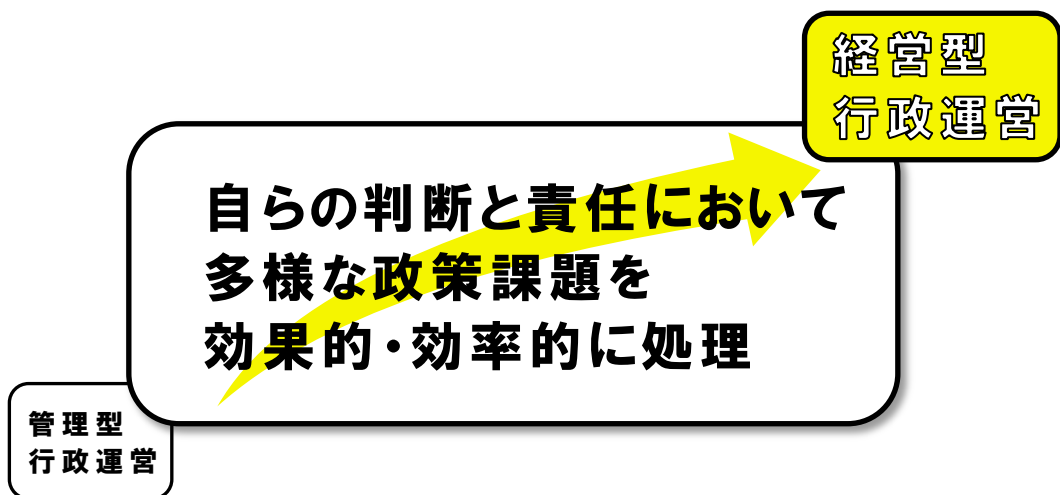
Ⅲ 今後の行政運営の考え方

市町村においては、地方分権の進展に伴い、それぞれの自治体での自己決定・自己責任による行政運営が必要となっており、そのために本市では、これまでの健全化の取組みだけでなく、様々な「力」を強化しながら、次のステージへと進んでいかなければなりません。

特に、第4次総合計画に定めた将来像の実現に向けた取組みが最終段階を迎え、また、中核市構想の実現に向けての検討や周辺市町村との連携の取組みを進めており、これまで以上に徳島東部地域における中心的な役割が求められています。

さらに、国の厳しい財政状況を踏まえると、これまでの地方財政対策が継続されるか不透明であり、一般財源の大幅な伸びが見込めない中、増加し続ける扶助費への対応等、今後においても安定的な財政運営に努めることが必要となっています。

以上のことから、本市を取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応するために、これまでの管理型の行政運営から、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向けて、中長期的に取り組んでいくこととします。



(注)管理型行政運営…国の政策に基づく業務を正確に実施することや計画どおりに予算執行することに重点を置いた行政運営のこと。
経営型行政運営…地方分権の進展により、自らの判断で地域の実情に合った施策を実施し、またその結果に責任を負う、自律した行政運営のこと。

IV 徳島市行財政力強化プラン2014の概要

今後の行政運営の考え方を踏まえ、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向け、平成26年度を起点とする「徳島市行財政力強化プラン2014ー健全化から強化へー」（以下「強化プラン」という。）を策定し、本市の行財政力を強化する取組みを推進していきます。

1 期間

平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

2 対象

全部局を対象とします。

3 構成

強化プランは、「基本的な方針」、「安定的な財政運営」、「職員配置の適正化」及び基本的な方針に基づいた「取組項目」で構成します。

(1) 基本的な方針

強化プランの目的達成に向けて、4つの「基本的な方針」を定めます。

- ① 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造
- ② 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築
- ③ 市民とのパートナーシップのさらなる推進
- ④ 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

(2) 安定的な財政運営

安定的・弾力的な財政運営への転換を目指す取組方針を定めます。

(3) 職員配置の適正化

職員配置の適正化に向けた基本的な考え方を定めます。

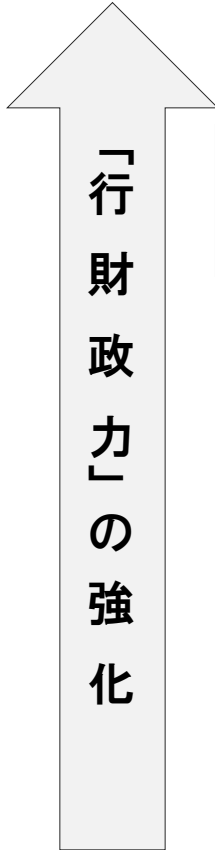
(4) 取組項目

基本的な方針に基づき、目標、取組プログラム、目標年度・取組スケジュール等を示す**38の取組項目**を定めます。

これまでの行財政健全化計画を通じて取り組んできた「安定的な財政運営」や「職員配置の適正化」への取組みと4つの基本的な方針に基づく取組みとを併せて実施することにより、**行政運営機能や行財政基盤の強化**を図り、本市の「**行財政力の強化**」を目指します。

目的

多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる
経営型行政運営への転換



基本的な方針

徳島東部地域をリードする
拠点都市の創造

・都市機能の強化に向けた体制の構築
・周辺市町村との連携による都市基盤の充実

加速する地方分権に向けた
行政運営システムの構築

・組織マネジメント機能の強化
・政策実現に向けた職員力の向上

市民とのパートナーシップの
さらなる推進

・満足と安心と信頼の市民サービスの提供
・市民と行政との役割の再構築

柔軟に対応できる行財政
基盤の確立

・簡素で効率的な市役所づくりのさらなる推進
・環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

重点
取組

「行政運営機能の強化」「行財政基盤の強化」

○ 安定的な財政運営

取組みの方針

- 中長期的な視点を取り入れた財政運営
- 過度に基金に頼らない財政構造の構築 等

○ 職員配置の適正化

基本的な考え方

- スクラップアンドビルドを基本とした職員の再配置
- 行政責任の確保を前提としたアウトソーシング等の機会の拡大 等

○ 取組項目

基本的な方針を踏まえた38の取組み

V 基本的な方針

行財政力強化のための4つの基本的な方針は次のとおりです。

1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造

(1) 都市機能の強化に向けた体制の構築

全国に向けて本市の存在感を示していくため、産業振興の推進や「とくしまブランド」の確立を推進し、本市が持つ特性や魅力を一体的に情報発信ができる体制をハード・ソフト面から構築するとともに、本市の国際化推進に向けた基本的な考え方を整理します。

また、大災害の発生時を想定した職員の危機管理力の強化や、市町村合併や中核市移行を見据えた都市機能の強化に向けた体制づくりを検討します。

(2) 周辺市町村との連携による都市基盤の充実

徳島東部地域定住自立圏を形成する周辺市町村との連携強化により本市の魅力向上を図るとともに、圏域全体の活性化につながる各種施策の実施を通じて都市基盤の充実を図ります。

2 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築

(1) 組織マネジメント機能の強化

さらなる地方分権の進展により、権限移譲による市の権限の拡大が予想されることから、多様な施策に迅速かつ的確に対応するシンクタンク機能の強化により政策形成力の強化を図るとともに、電子自治体の推進体制を整備するなど、社会情勢や市民ニーズに対応した組織・執行体制の整備を行うことで、組織マネジメント機能の強化を図ります。

(2) 政策実現に向けた職員力の向上

政策実現に向けて、自らの判断と責任において多様な行政課題を効果的・効率的に処理するために、職員一人ひとりが法務能力等を強化していくことで職員力を向上し、職場風土の活性化に努めます。

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

(1) 満足と安心と信頼の市民サービスの提供

市民とのパートナーシップを構築するためには、さらなる情報の共有化が必要であり、情報公開条例等の適正な運用を踏まえ、行政情報を積極的に公開し、広報・広聴活動の充実を図ります。

また、市民の利便性の向上を踏まえた社会保障・税番号制度の円滑な導入など、市民本位のサービスの提供や親切・丁寧な接遇に努めることにより、市民満足度の向上を図ります。

(2) 市民と行政との役割の再構築

市民ニーズの複雑・多様化により、行政だけでの対応が困難な地域課題が生じてきています。これからの地域づくりにおいて、NPO等の多様な担い手との協働を推進するとともに、コミュニティリーダーの育成・支援により、地域において課題を解決できる能力の向上を図ります。

また、市民や地域の企業等の理解と協力を得ながら、大規模災害発生時における市民の生命・財産を守るための防災・減災対策や、自主防災組織の活動支援などの取組みを推進するとともに、教育活動への保護者や地域住民の様々な意見を参考にして、一層の教育活動の充実を図ります。

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

(1) 簡素で効率的な市役所づくりのさらなる推進

効果的に行政サービスを提供できるよう、行政責任の確保を前提として、アウトソーシング等の機会の拡大を図りながら、行政需要に対応した職員配置に努めることにより、引き続き簡素で効率的な市役所づくりに取り組みます。

(2) 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

人口減少・少子高齢化の進行により厳しさを増す社会・経済情勢において、都市の持続的な発展を推進していくために、事務事業や経常的な経費の見直しをさらに推進し、真に必要な施策の選択と集中を進めます。

また、市税徴収率等の向上はもとより、ファシリティマネジメント（公有財産の維持保全費用の縮減や保有総量の最適化）の観点を踏まえた公有財産の計画的な維持管理や長寿命化、未利用財産の活用や多様な財源確保の取組みにより、限られた財源を最大限に有効活用し、安定的な財政運営の実現に取り組みます。

VI 安定的な財政運営

1 取組みの方針

財政運営にあたっては、次に掲げる基本的な取組方針に基づき、将来を見据えた安定的・弾力的な財政構造への転換を目指します。

(1) 中長期的な視点を取り入れた財政運営

より安定的・弾力的な財政運営を可能とするため、将来の税収拡大及び歳出抑制につながる施策を中長期的な視点から積極的に推進していきます。

(2) 過度に基金に頼らない財政構造の構築

歳入確保対策に積極的に取り組むとともに、限られた財源を最大限に有効活用しつつ、選択と集中によって効果的・効率的に施策を推進し、歳入総額に応じた予算編成を行い、過度に基金に頼らない持続可能な財政構造を構築します。

(3) 単年度収支不足を発生させない予算編成の推進

持続可能な財政運営のため、毎年度の予算編成においては、財源確保の原則の徹底等により、単年度ごとに収支不足を発生させない予算編成に努めます。

2 安定的な財政運営の推進のために

これまでの行財政健全化の取組みによって、危機的な状況は脱することができました。今後は、中長期的な視点から、将来を見据えた施策に対しては積極的な取組みも行っていくなど、行財政力の強化を図っていく必要があります。

その一方で、財政規律が緩むことのないよう、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている早期健全化基準や、各種財政指標における他都市との水準の比較・参照を行いながら安定的な財政運営を推進します。

VII 職員配置の適正化

1 現在の定員管理の状況

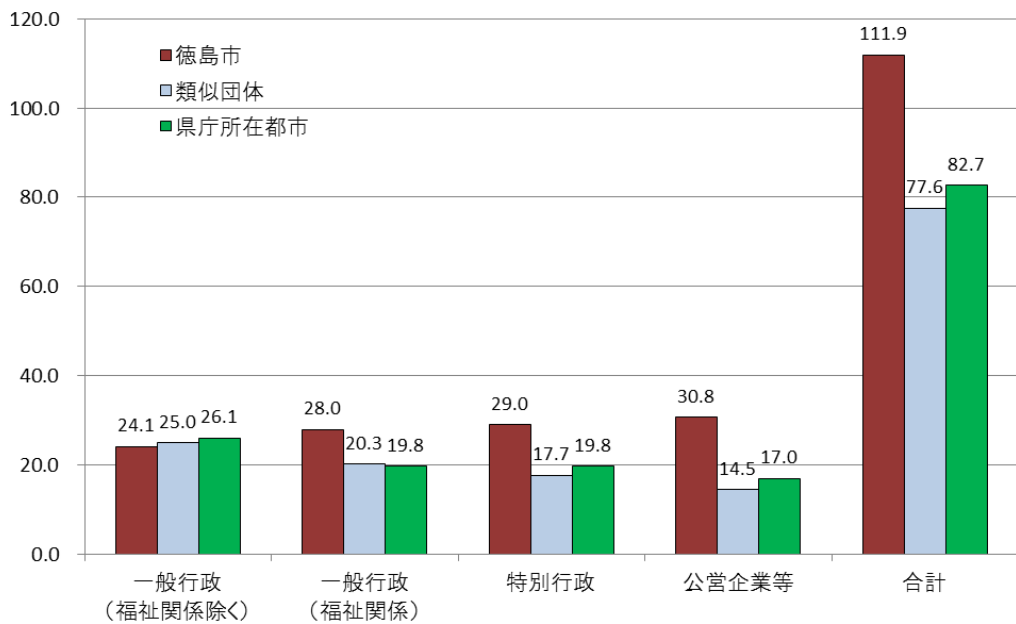
(1) 人口1万人当たりの職員数の比較

平成24年4月1日現在の、本市の人口1万人当たりの職員数の状況は、類似団体と比較すると、合計で本市が111.9人であるのに対し、類似団体は77.6人と、依然として類似団体の平均を大きく上回っている状況です。

また、県庁所在都市との比較においても、県庁所在都市の平均は82.7人と、本市が上回っている状況にあります。

○類似団体及び県庁所在都市(政令指定都市を除く31市)との人口1万人当たり職員数の比較(平成24年4月1日現在)

(単位 人)



※類似団体(平成24年4月1日現在 52市)

ア 一般市

イ 人口15万人以上

ウ 産業構造 Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上の団体

釧路市 帯広市 苫小牧市 弘前市 石巻市 福島市 ひたちなか市 小山市 狭山市
上尾市 新座市 久喜市 市川市 松戸市 野田市 佐倉市 習志野市 市原市 流山
市 八千代市 浦安市 八王子市 立川市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小平市
日野市 東村山市 西東京市 藤沢市 秦野市 高岡市 上田市 大垣市 津市 松阪
市 鈴鹿市 宇治市 和泉市 伊丹市 出雲市 東広島市 宇部市 山口市 周南市 今
治市 佐賀市 都城市 那覇市【徳島市】

※県庁所在都市(平成24年4月1日現在 31市)

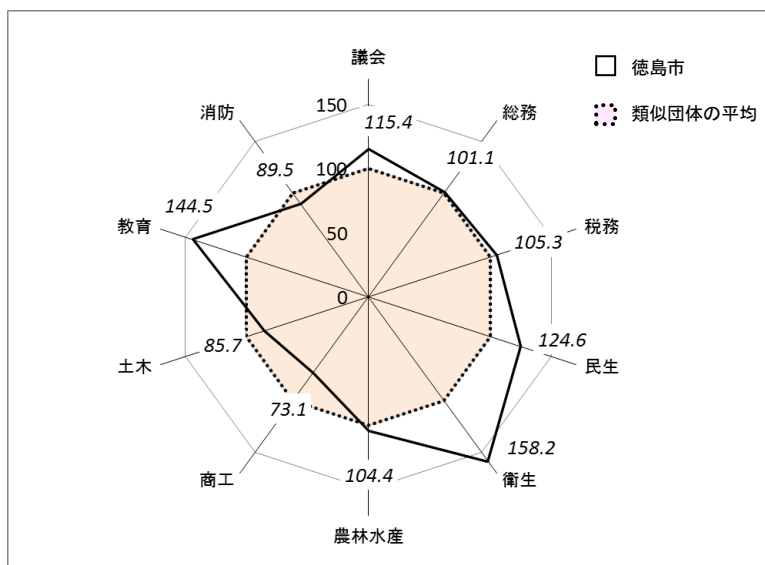
青森市 盛岡市 秋田市 山形市 福島市 水戸市 宇都宮市 前橋市 富山市 金沢
市 福井市 甲府市 長野市 岐阜市 津市 大津市 奈良市 和歌山市 鳥取市 松江
市 山口市 高松市 松山市 高知市 佐賀市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那
覇市【徳島市】

(2) 部門別職員数の比較

本市の部門別職員数を、類似団体の平均を100として比較した場合、各部門で不均衡が生じていることがわかります。中でも民生部門や衛生部門、教育部門では大きく上回っている状況にあります。

今後、定員の適正化を進めるにあたっては、まずはこの不均衡を是正していく必要があります。

○類似団体の平均を100とした場合の部門別比較(普通会計)



2 基本的な考え方

これまでの定員の適正化に向けた取組みにより、おおむね削減目標は達成しているものの、類似団体との比較では十分な状況には至っていないことから、引き続き「簡素で効率的な市役所づくり」を目指し、次の考え方に基づき、職員配置の適正化に取り組めます。

- (1) 新たな行政需要に対しては、スクラップアンドビルドを基本として、職員の再配置等で対応し、増員の抑制に努める一方で、真に必要な場合においては、適切な配置に努めます。
- (2) 行政の責任の確保を前提とした業務のアウトソーシング等の機会の拡大を検討します。
- (3) 期間中にアウトソーシング等が進み、余剰人員が生じた場合でも、整理退職は行いません。

なお、本市を取り巻く情勢や施策展開の状況、また、今後の退職者数の状況を勘案し、強化プランでは削減目標数は定めず、毎年、職員の適正配置に向けた検討を行います。

VIII 38の取組項目

1 取組項目一覧

4つの基本的な方針	担当
1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造（8項目）	
① 都市機能の強化に向けた体制の構築	
1 新拠点都市の創造推進	企画政策課、行財政経営課、全部局
2 産業振興の推進	経済政策課
3 情報発信力の強化	企画政策課、広報広聴課、文化振興課、経済政策課、観光課、農林水産課、関係課
4 国際化の推進	総務課、さわやか窓口相談室
5 危機管理力の強化	危機管理課、関係課
② 周辺市町村との連携による都市基盤の充実	
6 徳島東部圏域におけるマネジメント能力の強化	企画政策課、関係課
7 観光連携による都市の魅力向上	観光課、とくしま動物園、社会教育課、関係課
8 ごみの広域処理体制の検討・推進	環境施設整備室
2 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築（6項目）	
① 組織マネジメント機能の強化	
9 組織力の強化	人事課、行財政経営課、関係課
10 政策形成力・シンクタンク機能の強化	企画政策課
11 情報システムの最適化	情報推進課
12 監査機能の充実	監査事務局
② 政策実現に向けた職員力の向上	
13 職員力の強化	人事課、企画政策課、総務課、会計課、全部局
14 活力ある職場風土の醸成	人事課

4つの基本的な方針	担当
3 市民とのパートナーシップのさらなる推進（11項目）	
① 満足と安心と信頼の市民サービスの提供	
15 市民本位のサービス提供	さわやか窓口相談室、総務課、人事課、関係課
16 社会保障制度改革の推進	子ども・子育て新制度準備室、子育て支援課、保育課、介護・ながいき課、関係課
17 子どもが健やかに成長するための就学前施設・小中学校の整備	子ども・子育て新制度準備室、保育課、学校教育課、関係課
18 社会保障・税番号制度への適切な対応	情報推進課、総務課、行財政経営課、関係課
19 広報広聴力の強化	広報広聴課、関係課
20 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用	総務課、情報推進課
② 市民と行政との役割の再構築	
21 市民の市政参加への機会拡大	総務課、関係課
22 NPO等との協働の活性化	市民協働課
23 協働推進のための人材育成	市民協働課、関係課
24 地域防災力の強化	危機管理課、消防局
25 地域と連携した教育力の強化	学校教育課
4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立（13項目）	
① 簡素で効率的な市役所づくりのさらなる推進	
26 職員配置の適正化	行財政経営課、人事課、関係課
27 外部委託(アウトソーシング)の推進	行財政経営課、関係課
28 職員給料・諸手当の見直し	人事課
② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現	
29 市税の課税客体把握の徹底	市民税課、資産税課
30 市税徴収率等の向上と債権回収の強化	納税課、保険年金課、介護・ながいき課、住宅課
31 行政サービス水準の適正化	財政課、関係課
32 公有財産の計画的な維持管理	行財政経営課、財政課、関係課
33 未利用財産の積極的な処分・活用	管財課、関係課
34 多様な財源確保による財政力の強化	企画政策課、広報広聴課、管財課、スポーツ振興課、全部局
35 事務事業の見直しと効果的な予算編成の推進	企画政策課、財政課、関係課
36 生活扶助の適正実施	保護課、関係課
37 経常的な経費の見直し	財政課、全部局
38 特別会計・企業会計の経営力の強化	財政課、関係課

2 取組項目

38の取組項目は、次のとおりです。

なお、表の凡例については、以下のとおりです。

< 凡例 >

取組項目	1 ○○○の△△△				
担当	○○課、△△課、□□課、関係課（全部局）				
取組内容	※取組みの概要を記載しています。				
目標	※取組みによる目標を記載しています。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
※具体的な取組みを記載しています。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	検討	実施	⇒	⇒	⇒
	実施	⇒	拡大	⇒	⇒

関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・明記した取組プログラム以外に、実施する取組みがある担当 ・取組項目の進ちょく状況により、新たに対象となる担当 <p style="text-align: right;">など</p>
全部局	<ul style="list-style-type: none"> ・取組項目について、全ての部局が対象となる場合
実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取組目標が、その期間に概ね達成できる場合 ・制度変更等のフレームづくりをその期間に完成する場合 ・計画の策定等において、その完成年度を示す場合 <p style="text-align: right;">など</p>
拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・実施後、その内容や対象範囲などを段階的に拡大・充実する場合 <p style="text-align: right;">など</p>
検討	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実施内容などについて検討する場合 ・市民の意識調査や実施に向けた準備、調整などを行う場合 <p style="text-align: right;">など</p>

1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造

① 都市機能の強化に向けた体制の構築

取組項目	1 新拠点都市の創造推進				
担当	企画政策課、行財政経営課、全部局				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○徳島東部地域における新たな拠点都市の創造(市町村合併、中核市等)について検討を進める。 ○中核市移行を見据えた組織及び職員体制の調査・研究を行う。 				
目標	○徳島東部地域の持続的な発展のため、地域をリードする拠点都市創造に向けた体制づくりを目指す。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
新拠点都市創造に向けた段階的取組み及び中核市制度・広域連携等地方分権にかかる国の制度改正に伴う対応	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
中核市移行を見据えた権限移譲事務の調査・研究(保健所設置や産業廃棄物に係る許可業務等)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
市町村合併や中核市移行を見据えた組織及び職員体制の調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組項目	2 産業振興の推進				
担当	経済政策課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○産業振興の方向性を中長期的視点で示す産業振興ビジョンを策定・実施する。 ○企業誘致・企業の撤退防止策の拡充・強化を図る。 ○起業・創業支援を推進する。 				
目標	○産業振興ビジョンに基づく事業実施により、地域の新たな需要の創造や雇用の創出を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
産業振興ビジョンの策定・実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒
遊休資産調査及び立地意向調査の実施による企業誘致の拡充	検討	実施	⇒	⇒	⇒
産業振興ビジョンに基づく企業の撤退防止の強化	検討	実施	⇒	⇒	⇒
セミナー・個別相談会の開催等による起業・創業支援の推進	実施	⇒	拡大	⇒	⇒

1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造

① 都市機能の強化に向けた体制の構築

取組項目	3 情報発信力の強化				
担 当	企画政策課、広報広聴課、文化振興課、経済政策課、観光課、農林水産課、関係課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「心おどる水都・とくしま」発信プランを推進する。 ○ホームページ等多様な広報媒体を活用した積極的な情報発信を行う。 ○販路拡大、文化情報や観光情報発信のための拠点施設等の整備を検討する。 				
目 標	○産学官民が一体となったオールとくしま体制で、市内外に向けて効果的・積極的な情報発信を行う。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
「心おどる水都・とくしま」発信プランに基づく魅力づくり	実施	⇒	⇒	拡大	⇒
とくしまブランドの確立による販路拡大、文化情報や観光情報等の積極的な情報発信	実施	⇒	⇒	拡大	⇒
販路拡大、文化情報や観光情報発信のための拠点施設等の整備	検討	実施	⇒	⇒	拡大
市域外での情報発信のための拠点施設の整備	検討	⇒	⇒	⇒	⇒

取組項目	4 国際化の推進				
担 当	総務課、さわやか窓口相談室				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○国際化を推進するための指針を策定する。 ○外国人住民に対する窓口サービスの充実を図る。 				
目 標	○国際化推進に向けた基本的な考え方を整理する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
国際化推進のための指針策定	検討	⇒	実施	⇒	⇒
外国人住民に対する窓口サービスの充実	検討	⇒	実施	⇒	⇒

1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造

① 都市機能の強化に向けた体制の構築

取組項目	5 危機管理能力の強化				
担 当	危機管理課、関係課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○徳島市地域防災計画及び計画を補完するために作成した各種災害対応マニュアルの周知、訓練等を実施し、防災対策の推進と職員の災害対応能力の強化を図る。 ○危機管理指針に基づき、様々な危機事象に対応するための危機管理体制を強化する。 ○大規模災害発生時において、地域住民と連携した避難所運営を行うため、各地区の避難所運営協議会の設立を推進する。 ○外国人住民に対する防災意識の啓発を図る。 ○外国人住民への災害情報の提供や相談窓口の設置など支援方法を検討する。 				
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○大災害や危機事象発生時における職員対応能力等を向上し、市民の被害軽減を図る。 ○防災意識の啓発及び災害時の迅速かつ的確な支援を実施し、外国人住民の被害軽減を図る。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
徳島市地域防災計画等に基づく防災対策の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
危機管理指針に基づく危機管理体制の強化	検討	実施	⇒	⇒	⇒
避難所運営協議会設立の推進	検討	実施	⇒	⇒	⇒
外国人住民に対する地震・津波災害に関する意識啓発	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
外国人住民に対する災害発生時の支援の充実	検討	⇒	実施	⇒	⇒

1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造

② 周辺市町村との連携による都市基盤の充実

取組項目	6 徳島東部圏域におけるマネジメント能力の強化				
担 当	企画政策課、関係課				
取組内容	○徳島東部地域定住自立圏を形成する周辺11市町村との連携・協力により、圏域の将来につながる各種施策に取り組む。				
目 標	○圏域市町村との連携を図るため、中心市としてのマネジメント能力を強化する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
「徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」に基づく連携事業の実施	実施	⇒			
新たな共生ビジョンの策定・実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒
圏域住民への定住自立圏の取組状況の広報	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組項目	7 観光連携による都市の魅力向上				
担 当	観光課、とくしま動物園、社会教育課、関係課				
取組内容	○徳島東部圏域の観光連携を拡充する。 ○眉山魅力アップ計画に基づき、本市中心部の観光振興に取り組む。 ○観光・文化施設との連携を強化する。				
目 標	○圏域市町村の地域資源を活かした観光連携により、都市の魅力を向上させる。 ○市内の観光客入込数の増加を図る。 ○市内宿泊者数の増加を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
徳島東部圏域における観光連携の拡充	実施	⇒	拡大	⇒	⇒
眉山魅力アップ計画に基づく事業の実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒
観光・文化施設等との連携強化 (阿波おどり会館・とくしま動物園・徳島城博物館等)	検討	実施	⇒	拡大	⇒

1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造

② 周辺市町村との連携による都市基盤の充実

取組項目	8 ごみの広域処理体制の検討・推進				
担 当	環境施設整備室				
取組内容	○周辺市町村とのごみの広域処理体制について協議を行い、事業主体となる組織の設立や事業開始に向けた準備を進める。				
目 標	○周辺市町村との連携によるごみの広域処理体制を推進する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
周辺市町村とのごみの広域処理体制の確立	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業主体となる組織及び職員体制の検討	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

2 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築

① 組織マネジメント機能の強化

取組項目	9 組織力の強化				
担当	人事課、行財政経営課、関係課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○社会情勢や市民ニーズに対応した組織・執行体制を整備する。 ○組織横断的な行政課題に対応できる体制を構築する。 ○副市長・部長の役割を強化する。 ○外部人材の指導・助言を事務事業に活用する。 				
目標	○組織の機動性を強化し、効果的・効率的な行政運営を目指す。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
社会情勢や組織横断的な行政課題に対応できる組織・執行体制の整備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
トップマネジメント・ミドルマネジメントの充実・強化	検討	実施	⇒	⇒	⇒
広報・観光等に関する外部人材の活用	検討	⇒	実施	⇒	⇒

取組項目	10 政策形成力・シンクタンク機能の強化				
担当	企画政策課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○他都市の状況を参考に本市のシンクタンク機能の強化を図る。 ○産学官との連携の拡大を図る。 				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○行政課題に関する調査・研究を行い、政策形成力を強化する。 ○大学等と連携することで、市政の課題解決につなげる。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
シンクタンク機能の強化	検討	⇒	実施	⇒	⇒
産学官との連携の拡大	実施	⇒	⇒	拡大	⇒

2 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築

① 組織マネジメント機能の強化

取組項目	11 情報システムの最適化				
担当	情報推進課				
取組内容	○電子自治体の推進体制を整備する。 ○情報技術等の活用により住民サービスを拡大する。 ○自治体クラウドの調査研究を行う。				
目標	○情報システムの最適化による行政運営の効率化を目指す。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
電子自治体推進体制の整備	検討	⇒	実施	⇒	⇒
オンラインでの市民への行政サービスの通知・申請方法の構築	検討	⇒	⇒	実施	⇒
自治体クラウドの調査研究	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組項目	12 監査機能の充実				
担当	監査事務局				
取組内容	○監査機能の充実・強化を図るための調査・研究を行う。				
目標	○効果的・効率的な監査の実施により、監査機能の強化を図る。 ○専門的な立場からさらに精度の高い監査を実施する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
監査機能の充実・強化のための調査・研究	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
外部監査制度の導入	検討	⇒	⇒	⇒	⇒

2 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築

② 政策実現に向けた職員力の向上

取組項目	13 職員力の強化				
担当	人事課、企画政策課、総務課、会計課、全部局				
取組内容	○職員研修の充実と強化を図る。 ○職員の専門能力向上に向けた職場研修の活性化を図る。 ○職員能力向上に効果的な職場外研修を検証実施する。				
目標	○職員の意欲と能力向上を図り、職員力を強化する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
専門的知識強化のための職場研修(OJT)の活性化	検討	⇒	実施	⇒	⇒
能力向上に向けた職場外の基本・専門・派遣研修の充実・強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
政策形成に係る職員研修の成果の活用	検討	⇒	実施	⇒	⇒
文書・法令事務研修の充実	検討	⇒	実施	⇒	⇒
会計事務能力の向上を図るための研修の実施	実施	⇒	拡大	⇒	⇒

取組項目	14 活力ある職場風土の醸成				
担当	人事課				
取組内容	○人材育成基本方針に基づく取組みを推進する。 ○人材育成の視点に立った人事管理システムの推進を図る。 ○自己啓発を支援する環境づくりの推進を図る。				
目標	○人材育成基本方針に基づく取組みを推進し、職場の活性化及び職員の行動変革を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
人材育成基本方針に基づく取組みの推進	検討	⇒	実施	⇒	⇒
職員の能力や適性等に応じたきめ細やかな人事配置の推進	検討	⇒	実施	⇒	⇒
自己啓発を支援する環境づくりの推進	検討	⇒	実施	⇒	⇒
自律的職員の育成に向けた意識改革と行動変革の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

① 満足と安心と信頼の市民サービスの提供

取組項目	15 市民本位のサービス提供				
担当	さわやか窓口相談室、総務課、人事課、関係課				
取組内容	○市民の利便性を向上させるための取組みを推進する。 ○法律相談など市民からの需要が高い相談業務の拡充を図る。 ○接遇の向上に向けた取組みを推進する。				
目標	○市民サービスの向上や親切・丁寧な接遇に努めることにより、市民満足度の向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
市民サービスの向上に資する取組みの推進(許認可等の処分に要する標準処理期間の見直し等)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
住民票に関する証明等のコンビニ交付	検討	⇒	実施	⇒	拡大
市民相談窓口の拡充による相談事業の充実	検討	実施	⇒	⇒	拡大
あいさつ一声運動とさわやか窓口スマイル運動を一元化した取組みの推進	拡大	⇒	⇒	⇒	⇒
行政不服審査制度改正への対応	検討	⇒	実施	⇒	⇒

取組項目	16 社会保障制度改革の推進				
担当	子ども・子育て新制度準備室、子育て支援課、保育課、介護・ながいき課、関係課				
取組内容	○待機児童の解消などの子ども・子育て支援の充実や介護における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めるなど、社会保障制度改革を着実に推進する。				
目標	○高齢者3分野(医療・介護・年金)及び子ども・子育て分野の改革のうち、本市の主体的・積極的な取組みが求められる子ども・子育て及び介護保険制度の充実を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
子ども・子育て支援事業計画の策定・推進を含む社会保障制度改革の推進	検討	実施	⇒	⇒	⇒
社会保障制度改革に適切に対応できる組織及び職員体制の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

① 満足と安心と信頼の市民サービスの提供

取組項目	17 子どもが健やかに成長するための就学前施設・小中学校の整備				
担当	子ども・子育て新制度準備室、保育課、学校教育課、関係課				
取組内容	○子ども・子育て関連3法の本格施行に合わせて就学前施設の再編計画を策定・実施する。 ○(仮称)小中学校のあり方検討会議を設置する。 ○小中学校の再編計画を策定する。				
目標	○子ども・子育て支援新制度に基づく質の高い教育・保育等の提供により、市民サービスの向上を図る。 ○小中学校の適正な学級規模の確保を図り、教育効果を高める。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
市立保育所第2期再編計画の策定・実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒
市立幼稚園再編計画の策定・実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒
(仮称)小中学校のあり方検討会議の設置	実施				
小中学校の再編計画の策定・実施		検討	⇒	⇒	実施
再編計画に適切に対応できる組織及び職員体制の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒

取組項目	18 社会保障・税番号制度への適切な対応				
担当	情報推進課、総務課、行財政経営課、関係課				
取組内容	○社会保障・税番号制度(以下:番号制度)の導入に向けた調査・研究を行う。 ○番号制度に係る業務システム等の環境を整備する。				
目標	○番号制度の適正な運用により、行政手続きを簡素化し、市民の利便性の向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
番号制度導入に向けた総合調整	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
番号制度導入に伴う関連条例の改正及び業務システムの環境整備	検討	実施	⇒	⇒	⇒
番号制度が利用可能な業務の拡大	検討	⇒	⇒	実施	⇒
番号制度導入に伴う組織及び職員体制の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

① 満足と安心と信頼の市民サービスの提供

取組項目	19 広報広聴力の強化				
担 当	広報広聴課、関係課				
取組内容	<p>○「今後の徳島市の広報・広聴活動について」に基づく取組みを推進する。</p> <p>○ホームページの充実を図るとともに、リニューアルする。</p> <p>○「広報の広報」により市民との情報共有の推進に努めるとともに、広報に触れる機会の少ない市民、特に若年層への広報の充実を図る。</p> <p>○市民満足度調査(平成26・28年度実施)及びインターネットによる市民アンケート調査(市政ネットモニター)の効果的な実施を図る。</p>				
目 標	<p>○広報活動の基本目標である「人の心に響き、人の心を動かす広報」を目指す。</p> <p>○市民の市政への理解と協力を得るため、幅広い意見・要望を把握し、施策に反映させる。</p>				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
「今後の徳島市の広報・広聴活動について」に基づく取組みの推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
ホームページの充実・リニューアル	実施	⇒	拡大	⇒	⇒
市民・若年層への広報の充実	実施	⇒	拡大	⇒	⇒
市民満足度調査等の効果的な実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
市政ネットモニターの若年層及び幅広い年齢層の確保	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

① 満足と安心と信頼の市民サービスの提供

取組項目	20 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用				
担当	総務課、情報推進課				
取組内容	<p>○情報公開条例と個人情報保護条例との整合性を確保しながら、それぞれの条例の適正な運用を行う。</p> <p>○市民が必要とする行政情報を容易に利用できる環境を構築する。</p> <p>○ウェブサイトへの不正アクセス被害や、情報漏えいを防止するための情報セキュリティの強化を行う。</p>				
目標	<p>○積極的に行政情報を提供するとともに、個人情報の適正管理を図る。</p> <p>○情報セキュリティ事故をゼロにする。</p>				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
情報公開条例の適正な運用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
個人情報保護条例の適正な運用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
行政情報を容易に利用できる環境の構築	検討	⇒	実施	⇒	⇒
情報セキュリティの強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

② 市民と行政との役割の再構築

取組項目	21 市民の市政参加への機会拡大				
担 当	総務課、関係課				
取組内容	○市民参加手続の周知・進行管理を行う。 ○企画、実施、評価といった様々な施策段階において市民参加の推進を図る。				
目 標	○市民が市政に参加する機会の拡大を図り、市民の声を施策に反映する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
市民参加基本条例対象施策の進行管理	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
パブリックコメント手続の市民への広報の充実	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組項目	22 NPO等との協働の活性化				
担 当	市民協働課				
取組内容	○協働の基本指針(改定版)に基づく協働事業の推進を図る。 ○行政と協働を希望する団体との情報交換の場を新設し、利用促進を図る。 ○NPO等との協働を実施し、職員の育成を図る。 ○コミュニティファンドへの協力企業等及び資金需要の調査を行う。				
目 標	○NPO等との協働事業を実施し、地域課題に柔軟かつ迅速に対応する。 ○職員研修を通じ、全庁的な協働の機運の高揚を図る。 ○市民からの寄付を地域貢献へ結びつける仕組みを検討する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
協働の基本指針(改定版)に基づく協働事業の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
協働に関する情報交流サイトの新設・利用促進	実施	拡大	⇒	⇒	⇒
協働に関する職員研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
コミュニティファンドの設立・調査	検討	⇒	⇒	⇒	⇒

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

② 市民と行政との役割の再構築

取組項目	23 協働推進のための人材育成				
担 当	市民協働課、関係課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ連絡協議会と連携したコミュニティ研修チームを設置し、コミュニティリーダーへの研修の充実を図る。 ○地域活動を推進する新たな人材を育成・支援するための研修を実施する。 ○職員の地域活動への参加を促進するための環境整備を行う。 ○地域自治協議会を視野に入れた事業として地域の絆づくり事業を実施する。 				
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティリーダーの資質の向上・育成・支援を図る。 ○地域活動を推進する新たな人材を育成し、地域の活性化を図る。 ○地域自らの地域課題解決能力の向上を図るとともに、地域住民としての職員と地域のつながりを深める。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
コミュニティ研修チームによるコミュニティリーダーへの研修の充実	検討	実施	⇒	⇒	⇒
地域活動を推進する新たな人材の育成	検討	実施	拡大	⇒	⇒
職員の地域活動への参加促進	検討	実施	⇒	⇒	⇒
地域の絆づくり事業の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

3 市民とのパートナーシップのさらなる推進

② 市民と行政との役割の再構築

取組項目	24 地域防災力の強化				
担当	危機管理課、消防局				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地区自主防災連合組織の充実・活性化を推進する。 ○市民防災指導員の育成・活用を推進する。 ○自主防災組織の役員等を対象としたリーダー研修を実施する。 				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の強化を図る。 ○市民防災指導員が、地区自主防災連合組織と連携・協力して活動できる体制を築く。 ○地区自主防災連合組織結成率について、平成27年度で100%（平成25年9月：50%）を目標とする。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
地区自主防災連合組織の活動支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
市民防災指導員の育成・活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
自主防災組織を対象としたリーダー研修の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
自主防災組織の防災訓練の参加促進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組項目	25 地域と連携した教育力の強化				
担当	学校教育課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員による学校視察・教員との懇談・教育活動への助言などを行う。 ○保護者や地域住民に学校の教育活動を積極的に公開し、教育活動への理解の促進を図る。 				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域住民の学校に対する信頼性を高める。 ○保護者や地域住民の様々な意見を参考にし、教育活動の一層の充実を図る。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
学校評議員制度の活用	実施	⇒	拡大	⇒	⇒
保護者や地域住民に対する教育活動の公開	実施	⇒	拡大	⇒	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

① 簡素で効率的な市役所づくりのさらなる推進

取組項目	26 職員配置の適正化				
担当	行財政経営課、人事課、関係課				
取組内容	○職員配置の適正化に向けた考え方に基づき、職員の適正配置を推進する。 ○専門的知識や経験を持つ人材を採用(再任用職員を含む。)する。 ○公共施設の管理方法について見直しを行う。				
目標	○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を実現する。 ○市民サービスの向上と施設管理経費の削減を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
職員の適正配置の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
専門的知識や経験を持つ人材の採用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
施設管理の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

取組項目	27 外部委託(アウトソーシング)の推進				
担当	行財政経営課、関係課				
取組内容	○行政責任の確保を前提として、外部委託(アウトソーシング)の推進を図る。				
目標	○市民サービスに留意し、経費削減を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
外部委託(アウトソーシング)の検討・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
ごみ収集業務の外部委託	検討	⇒	⇒	⇒	実施
ごみ処理業務の外部委託	検討	⇒	⇒	⇒	実施
学校給食調理業務の外部委託の調査研究等	検討	⇒	⇒	⇒	実施

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

① 簡素で効率的な市役所づくりのさらなる推進

取組項目	28 職員給料・諸手当の見直し				
担当	人事課				
取組内容	○職員の給与水準について、地域の実情に応じ適宜見直しを行う。 ○諸手当について適宜見直しを行う。				
目標	○職員給料・諸手当の見直しを行い、一層の適正化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
地域の実情に応じた給与水準の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
勤務の実情に応じた諸手当の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

取組項目	29 市税の課税客体把握の徹底				
担 当	市民税課、資産税課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○個人・法人市民税 各種税務調査の強化を行う。 ○固定資産税 土地・家屋は地理情報システムを活用し、現状地目調査・住宅用地調査・未登記家屋調査を実施する。 償却資産は未申告事業所の調査を実施する。 ○個人・法人市民税、固定資産税共通 未申告者への申告指導を強化する。 電子申告(エルタックス)の推進を行う。 職員の課税技術の向上に取り組む。 				
目 標	○課税の適正化と公平性を確保する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
各種実地調査、一斉調査等税務調査の強化	実施	⇒	拡大	⇒	⇒
未申告者への申告指導の強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
電子申告(エルタックス)の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
研修による職員の課税技術の向上	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

取組項目	30 市税徴収率等の向上と債権回収の強化				
担 当	納税課、保険年金課、介護・ながいき課、住宅課				
取組内容	○滞納処分の強化により、収納率の向上を図る。 ○収納対策連絡会議を活用し、関係課との連携強化を図る。 ○クレジットカードやモバイルレジによる納付等、多様な納付方法の導入を検討する。				
目 標	○住民の負担の公平性確保と税収等の安定確保を図る。 ○納税者等の納付における利便性の向上を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
現年度徴収・収納の強化及び滞納繰越分の滞納処分の強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
収納・徴収業務に係る関係課との連携強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
多様な納付方法の導入	検討	⇒	実施	⇒	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

取組項目	31 行政サービス水準の適正化				
担 当	財政課、関係課				
取組内容	○受益者負担の基本方針を策定する。 ○施設使用料等の減免の統一的な考え方を整理する。				
目 標	○公費負担と受益者負担の考え方を明確にし、負担の公平性・公正性や透明性を確保する。 ○減免の統一的な考え方を整理し、公平性・公正性を確保する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
受益者負担の基本方針の策定	検討	⇒	実施	⇒	⇒
施設使用料等の減免の統一的な考え方の整理	検討	⇒	実施	⇒	⇒

取組項目	32 公有財産の計画的な維持管理				
担 当	行財政経営課、財政課、関係課				
取組内容	○公有財産の適切な維持管理及び長寿命化に取り組む。 ○ファシリティマネジメントの観点を踏まえ、施設管理に関する基本指針の見直しをする。				
目 標	○公有財産の維持保全、ライフサイクルコストの低減及び財政負担の平準化を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
公共施設等の長寿命化の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
施設管理に関する基本指針の見直し	検討	⇒	実施	⇒	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

取組項目	33 未利用財産の積極的な処分・活用				
担当	管財課、関係課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○未利用財産の計画的な処分と効果的な活用に取り組む。 ○ホームページで未利用財産の情報提供を行う。 ○財産管理システムの利便性向上のための改善を行う。 				
目標	○未利用財産の売却や貸付等により財産収入の確保を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
未利用財産の計画的な処分と効果的な活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
ホームページによる未利用財産の情報提供	検討	⇒	実施	⇒	⇒
財産管理システムの利便性の向上に向けた改善	検討	⇒	実施	⇒	⇒

取組項目	34 多様な財源確保による財政力の強化				
担当	企画政策課、広報広聴課、管財課、スポーツ振興課、全部局				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域再生制度や総合特区制度等国の地域づくりに関する支援制度について、積極的に情報収集に努め、庁内に情報提供し、その活用を促す。 ○広告媒体(広報紙・ホームページ等)への民間広告掲載の拡大を図る。 ○体育施設の命名権料を確保する。 				
目標	○地域づくりに関する支援制度の積極的な活用や広告事業等の推進により、多様な財源の確保を図る。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
地域づくりに関する支援制度の情報提供・利用促進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
広告媒体への民間広告掲載の拡大	検討	実施	⇒	⇒	⇒
体育施設の命名権料の確保	検討	⇒	⇒	実施	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

取組項目	35 事務事業の見直しと効果的な予算編成の推進				
担 当	企画政策課、財政課、関係課				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○スクラップアンドビルドやサンセット方式等の観点から事務事業の見直しを促進する。 ○行政評価システムにおける評価表の見直しなど、より効果的な評価方法の調査・検討を行う。 ○各部局の調整権限を高める予算編成を実施する。 ○インセンティブ予算制度を実施する。 				
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的・効率的な事務事業を推進する。 ○限られた財源の中で、効果的・効率的に予算を編成する。 				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
事務事業の整理・統合、簡素・効率化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
より効果的な事業評価のための評価方法の改善	検討	⇒	⇒	実施	⇒
各部局の調整権限を高める予算編成の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
インセンティブ予算制度の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

取組項目	36 生活扶助の適正実施				
担当	保護課、関係課				
取組内容	<p>○就労支援の充実・強化等により、生活保護受給者を含む生活困窮者への支援を推進する。</p> <p>○生活保護業務に関連する制度の研修を実施し、職員の支援能力の向上を図る。</p>				
目標	<p>○生活保護受給者を含む生活困窮者が自立しやすい環境整備を図る。</p> <p>○扶助費の適正な認定給付を図る。</p>				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
就労支援の充実・強化	検討	実施	⇒	⇒	⇒
職員による調査の徹底	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
専門職員等による医療費等の点検強化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
研修による職員の支援能力の向上	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
新制度に適切に対応できる組織及び職員体制の見直し	検討	実施	⇒	⇒	⇒

取組項目	37 経常的な経費の見直し				
担当	財政課、全部局				
取組内容	<p>○補助金・負担金支出を見直すための指針を策定する。</p> <p>○経常的な経費の支出を各課において自律的に見直す。</p>				
目標	<p>○補助金・負担金支出の公平性・公正性を確保するとともに、社会情勢に適合した制度運用とする。</p> <p>○経常的な経費を見直し財源の重点化を図る。</p>				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
補助金・負担金支出を見直すための指針の策定	検討	⇒	⇒	実施	⇒
経常的な経費の総点検	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

② 環境変化に順応できる安定的な財政運営の実現

取組項目	38 特別会計・企業会計の経営力の強化				
担当	財政課、関係課				
取組内容	○各会計において収益確保策・費用削減策を推進する。 ○一般会計からの基準外繰出金を抑制する。				
目標	○各会計における経営の健全化を進め、経営力を強化する。				
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度以降
各会計における収益確保策・費用削減策の一層の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
一般会計からの基準外繰出金の抑制	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

特別会計・企業会計の経営力の強化の取組内容

No.	会計名	担当	期間中の取組内容
(1)	国民健康保険事業特別会計	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ○保健事業の取組み等により医療費適正化策を推進する。 ○国民健康保険料収納率の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分の強化 ・収納対策連絡会議の活用による関係課との連携強化 ・多様な納付方法の導入
(2)	介護保険事業特別会計	介護・ながいき課	<ul style="list-style-type: none"> ○積極的な介護予防事業の取組み等により介護給付費の適正化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県介護給付適正化計画」(平成23年7月策定)に基づく介護給付費の適正化の推進
(3)	食肉センター事業特別会計	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ○食肉センター活性化検討協議会の検討を踏まえ、利用料金の増収、経費の節減に取り組むことにより一層の経営の効率化を図る。
(4)	下水道事業特別会計	下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公営企業法の改正を見据えた調査研究を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道台帳の整備の推進 ○老朽管の更新等に係る費用を削減する。 <ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場の機器の改築更新 ・下水管渠長寿命化の推進
(5)	土地造成事業会計	経済政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○未契約用地の状況を踏まえ今後の会計のあり方について検討する。
(6)	商業観光施設事業会計	観光課	<ul style="list-style-type: none"> ○不良債務の早期解消に向けた収益確保と費用削減を推進する。
(7)	中央卸売市場事業会計	中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ○販売力強化等による収益の改善と費用削減により経営の合理化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中の現金残高を常時7億円程度確保する。 ・利益剰余金を平成29年度末に2億円程度確保する。
(8)	水道事業会計	水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○徳島市水道ビジョンに基づく施策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・徳島市水道施設耐震化計画(平成21年9月策定)に基づく水道施設の耐震化の推進
(9)	旅客自動車運送事業会計	交通局	<ul style="list-style-type: none"> ○市営バス新経営計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会の進展を踏まえて、市民の足の確保に配慮しつつ、現行の経営計画(平成23年度～26年度)以降においても、引き続き交通局の維持管理路線を縮小していくものとし、市民会議等を通して、今後の具体的な交通局のあり方について検討を行う。
(10)	市民病院事業会計	病院局	<ul style="list-style-type: none"> ○新病院経営改善計画に基づく取組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・現計画(平成19年度～28年度)の検証を行い、新たな目標数値の設定により、引き続き経営基盤の強化を図る。 ○(仮称)徳島市民病院経営改善計画の策定を検討する。

Ⅸ 推進体制と進行管理

1 推進体制

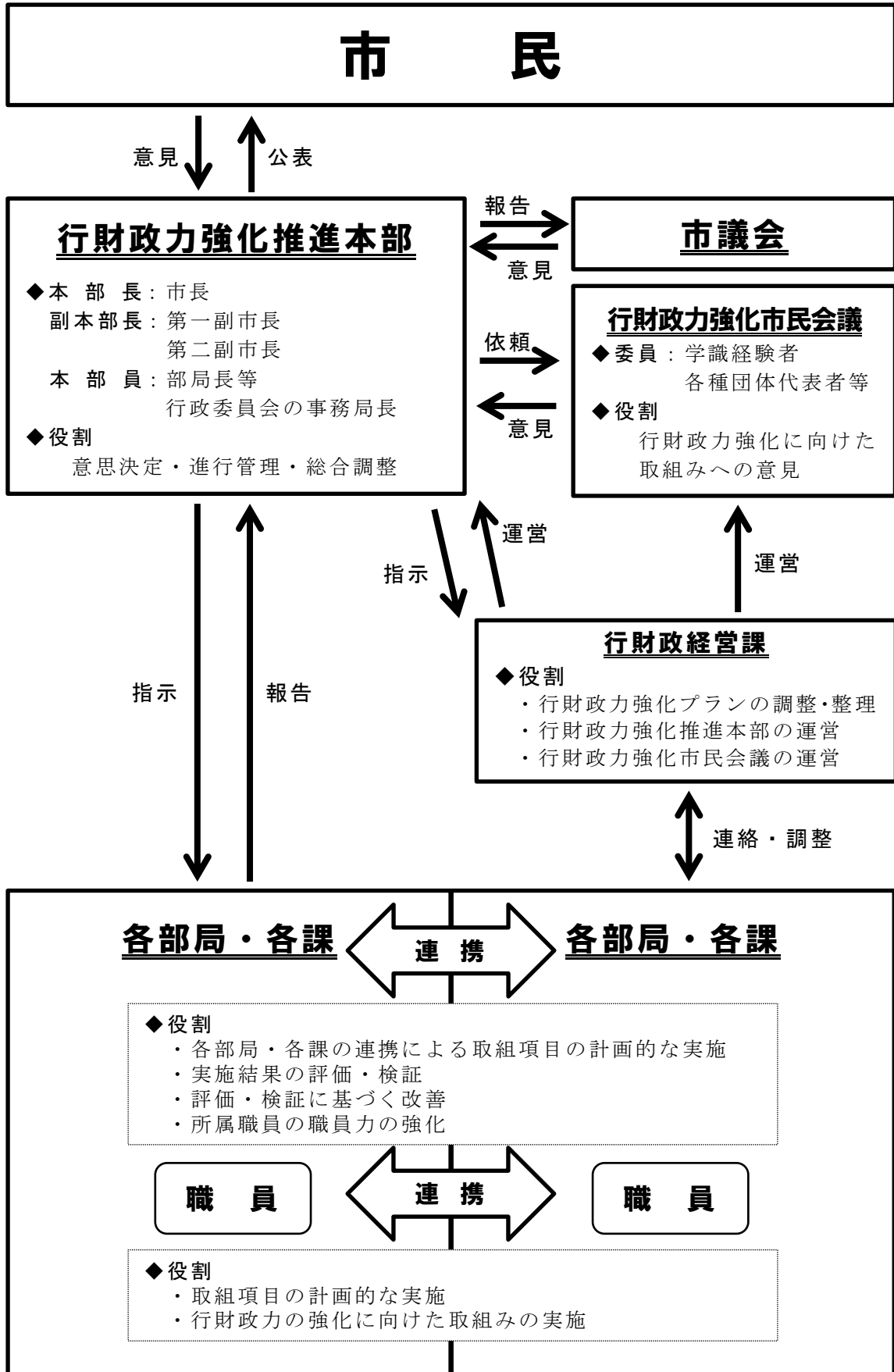
- (1) 市長を本部長とする行財政力強化推進本部（部局長等で構成）を中心に、全庁的な体制で行財政力の強化に取り組むとともに、計画的な進行管理を行います。
- (2) 行財政力強化市民会議を開催し、強化プランの取組みや、進行管理へ市民の意見を反映させていきます。
- (3) 強化プランの進ちよく状況を適宜、市議会へ報告します。
- (4) ホームページや広報とくしま等の広報媒体を通じて、強化プランの内容や進ちよく状況をわかりやすく市民に公表します。
- (5) 職員向け情報紙を定期的に発行・配信し、強化プランの進ちよく状況等について全職員で情報の共有を図ることにより、全庁的に行財政力の強化に取り組めます。

2 進行管理

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価・検証）、Action（改善・見直し）のPDCAマネジメントサイクルにより、強化プランの進行管理を効果的・効率的に行います。

なお、各取組項目に掲げた取組スケジュールに関わらず、社会・経済情勢の変化や強化プランの進ちよく状況を踏まえ、おおむね平成28年度を目途にCheck（評価・検証）またはAction（改善・見直し）の視点を持ち、より実効性の高い取組みとしていきます。

○推進体制図

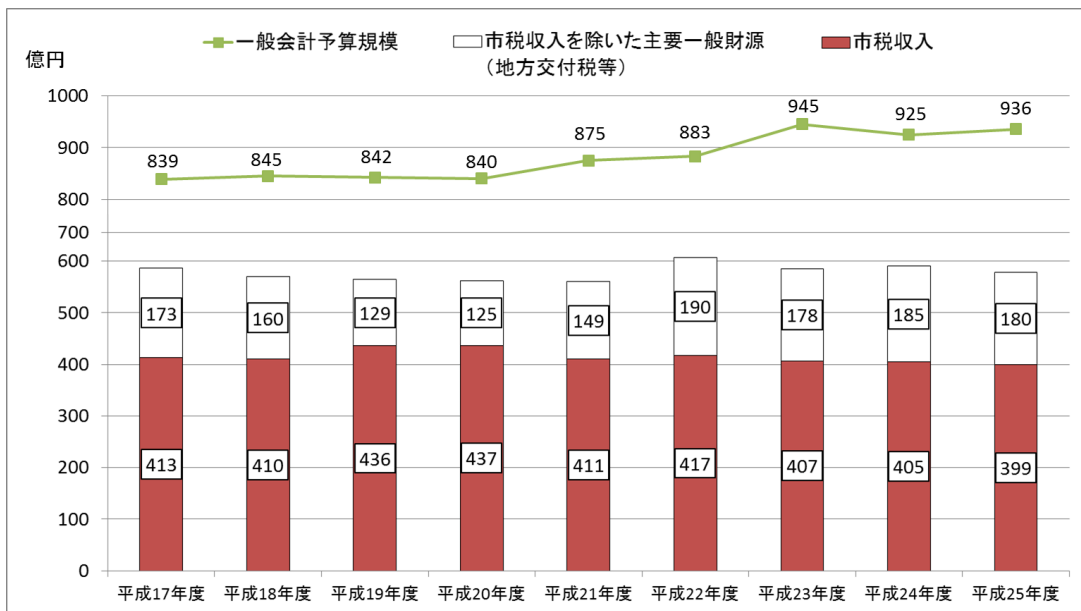


1 徳島市の財政状況

(1) 一般会計予算規模と主要一般財源の構成

一般会計予算規模は、扶助費や投資的経費の増加により、平成23年度は大幅に増加しました。

また、主要一般財源のうち、市税収入については、景気の悪化等の影響に伴い、法人市民税が減少しているとともに、地価の下落により、固定資産税も減少していることから、減少傾向にあります。一方、市税を除く地方交付税等については同水準で推移しています。



※平成 24 年度までは決算額、平成 25 年度は当初予算額を表しています。

(2) 一般会計予算規模に占める市税収入の割合

本市において、一般会計予算規模に占める市税収入の割合は、近年50%を下回る状況にあります。

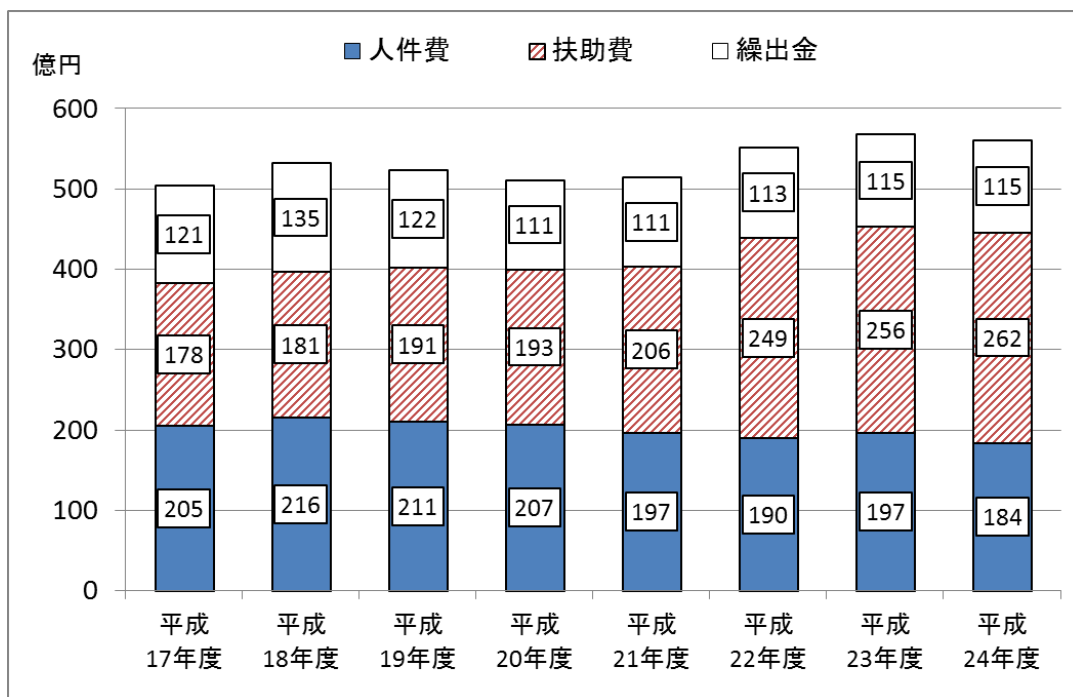
(単位 億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計予算規模	839	845	842	840	875	883	945	925	936
市税収入	413	410	436	437	411	417	407	405	399
うち固定資産税	194	186	188	189	186	184	181	170	165
一般会計予算規模に占める市税収入の割合	49.2%	48.5%	51.8%	52.0%	47.0%	47.2%	43.1%	43.8%	42.6%

※平成 24 年度までは決算額、平成 25 年度は当初予算額を表しています。

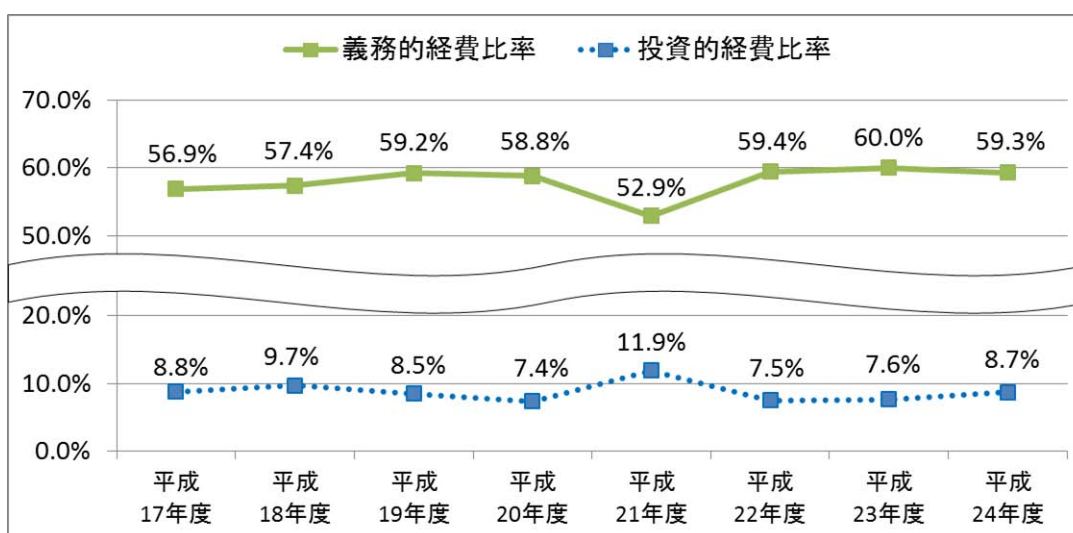
(3) 一般会計の人件費、扶助費、繰出金の決算額の推移

人件費は、行財政健全化の推進等により、減少傾向となっています。
 一方、扶助費は、生活保護費の増加等により、毎年増加傾向にあります。
 なお、繰出金は、特別会計・企業会計の経営見直しにより、近年は同水準で推移しています。



(4) 普通会計の歳出総額に占める義務的経費比率及び投資的経費比率

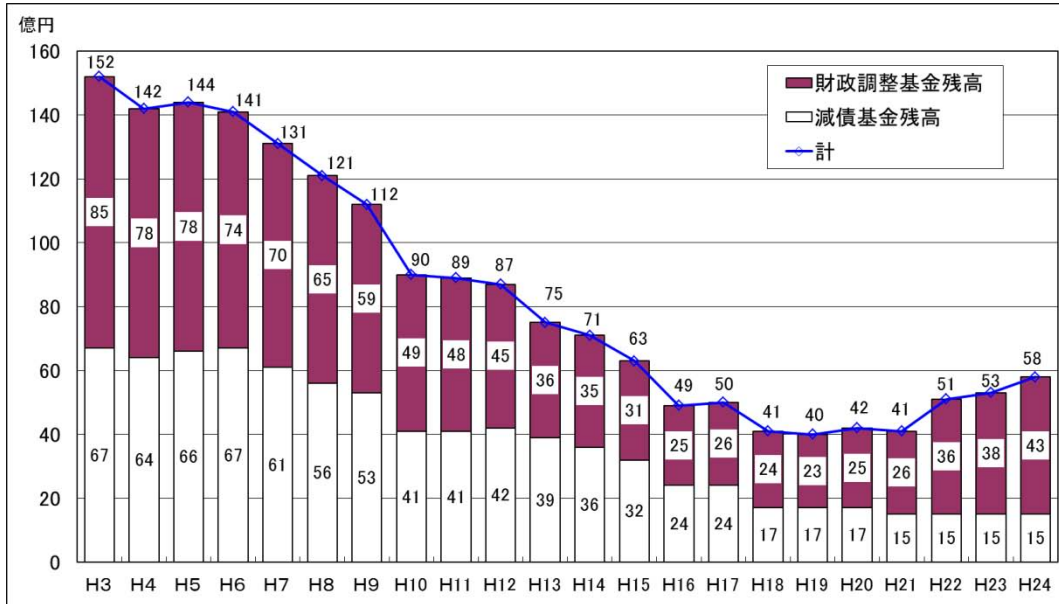
本市では、義務的経費比率が60%近くと高い水準で推移しており、弾力的な財政構造への転換に向けた取組みを、今後も一層強化していくことが必要となっています。



※平成21年度は、高等学校校舎の改築（41億1,046万円）に伴い、義務的経費比率及び投資的経費比率の変動の幅が大きくなっています。

(5) 財政調整基金・減債基金残高の推移

基金残高は、平成3年をピークに減少していましたが、行財政健全化の推進などによる人件費等の減少により、平成22年度から増加傾向となっています。



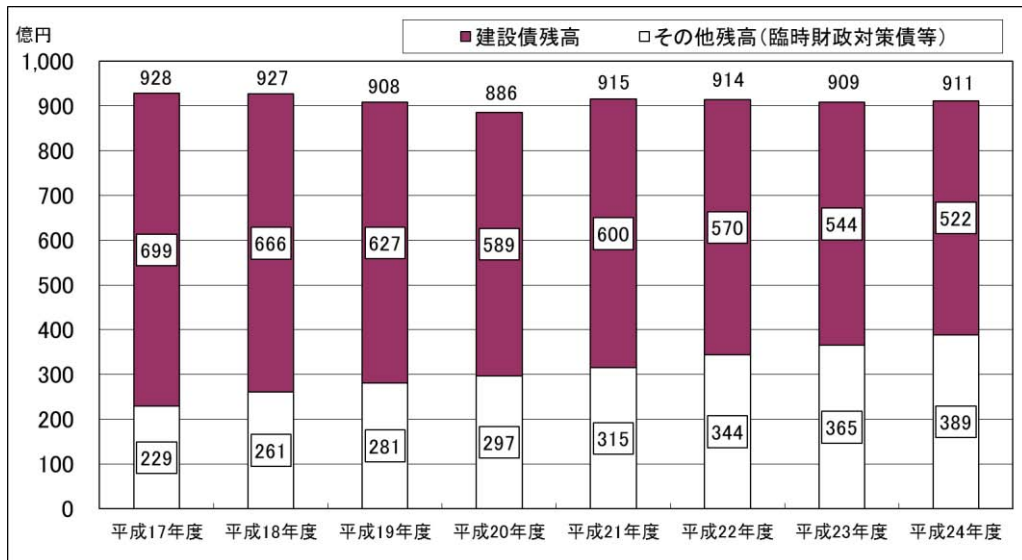
※財政調整基金とは、経済の不況等による大幅な税収減や、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合において、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てたものです。

※減債基金とは、歳入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費である公債費の支出を計画的に行うために積み立てたものです。

(6) 一般会計の地方債残高の推移

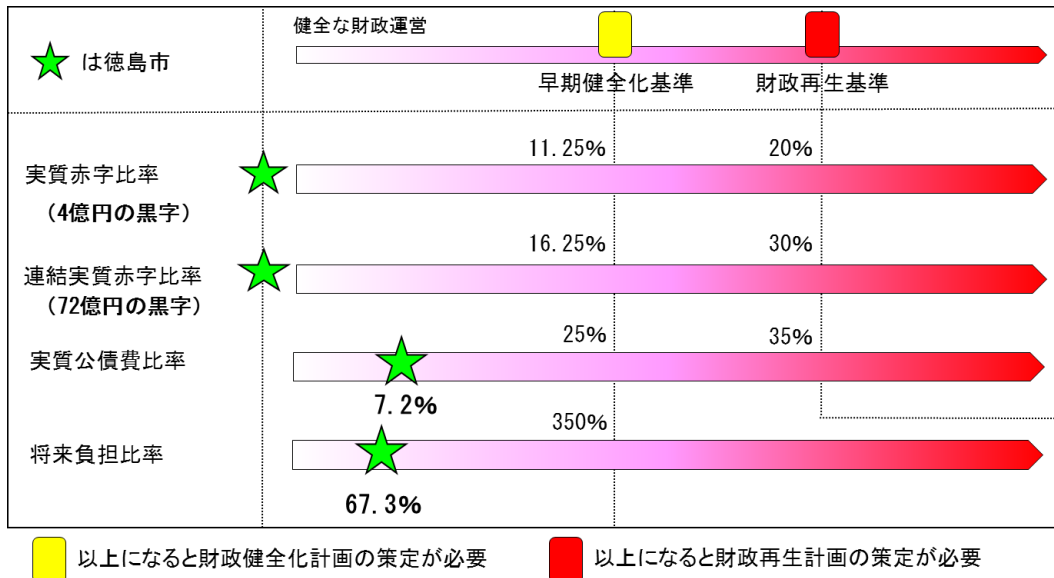
建設債残高は行財政健全化の推進により、投資的経費を抑制してきたことから減少しています。

一方、地方交付税の振替えである臨時財政対策債の残高は増加しています。



※臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債のことです。

(7) 平成24年度決算における健全化判断比率



※健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための次の4つの財政指標のことであります。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

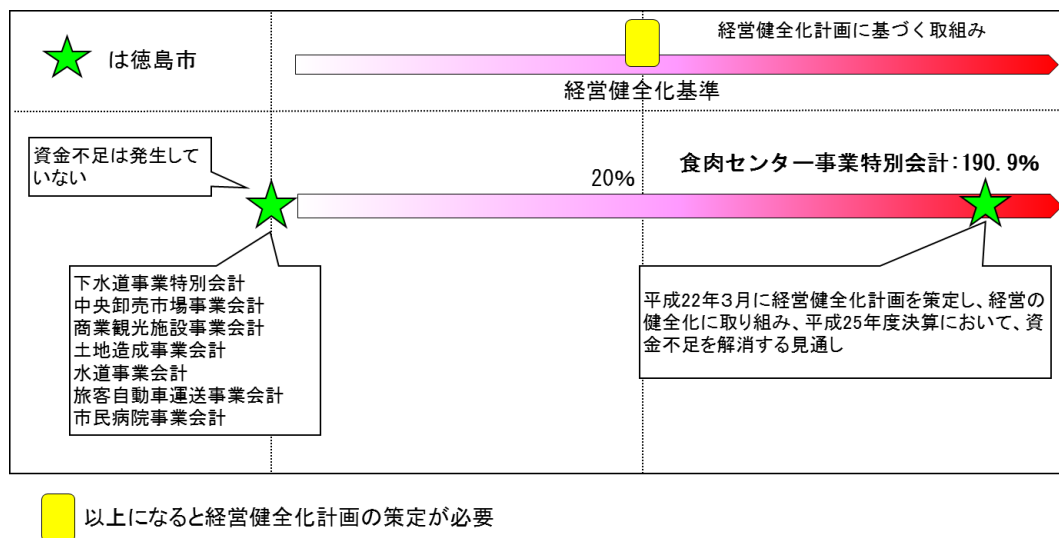
※実質赤字比率とは、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模を示すもの）に対する普通会計の赤字の割合です。

※連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する介護保険や上下水道、病院事業など全会計にかかる赤字の割合です。

※実質公債費比率とは、標準財政規模に対する普通会計の借金返済の割合です。

※将来負担比率とは、標準財政規模に対して、普通会計が公社や第三セクター等も含めて将来負担する債務の割合です。

(8) 平成24年度決算における資金不足比率



※資金不足比率とは、上下水道やバス、病院など地方公共団体が経営する各企業において、毎年の事業収入に対して、現金の不足がどのくらいあるかを示したものです。

(9) 健全化判断比率と資金不足比率の推移

食肉センター事業特別会計については、平成22年3月に経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組んだ結果、平成25年度決算において、資金不足を解消する見通しです。

区分		平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
健全化判断比率	実質赤字比率	— (黒字維持)	→	→	→	→	→
	連結実質赤字比率	— (黒字維持)	→	→	→	→	→
	実質公債費比率	13.3%	8.7%	8.2%	7.7%	7.2%	7.2%
	将来負担比率	115.3%	124.6%	95.2%	74.7%	69.5%	67.3%
資金不足比率	下水道事業特別会計 中央卸売市場事業会計 商業観光施設事業会計 土地造成事業会計 水道事業会計 旅客自動車運送事業会計	資金不足 は発生し ていない	→	→	→	→	→
	食肉センター事業特別会計	438.6%	458.0%	655.7%	533.7%	383.3%	190.9%
	市民病院事業会計	39.4%	1.1%	4.2%	資金不足 は発生し ていない	→	→

2 策定経過

【平成25年】

月 日	会議名等	議題・案件等
5月2日	第1回徳島市行財政健全化推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期行財政健全化計画の着実な実施について ・新たな計画の策定について
6月13日	6月議会報告(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政基盤等の強化に向けた新たな計画の策定について
6月27日	第2回徳島市行財政健全化推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政基盤等の強化に向けた新たな計画の策定について
7月25日	第3回徳島市行財政健全化推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな計画の検討項目(案)について
8月29日	第1回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期行財政健全化計画の進捗状況について ・行財政基盤等の強化に向けた新たな計画の策定について
9月12日	9月議会報告(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政中期展望について
10月7日	第4回徳島市行財政健全化推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな計画の概要(案)について
10月28日	第2回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな計画の取組項目及び取組内容(案)について
11月13日	第3回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島市行財政健全化市民会議意見書について
11月18日	第5回徳島市行財政健全化推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)徳島市行財政力強化プラン2014(素案)について
11月29日	12月議会報告(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)徳島市行財政力強化プラン2014(素案)について
12月20日 ～翌年1月20日	(仮称)徳島市行財政力強化プラン2014(素案)のパブリックコメント手続の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見の募集(1か月間)

【平成26年】

月 日	会議名等	議題・案件等
2月14日	第6回徳島市行財政健全化推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期行財政健全化計画の取組状況について ・(仮称)徳島市行財政力強化プラン2014(素案)に対するパブリックコメント手続の実施結果について
2月27日	3月議会報告(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)徳島市行財政力強化プラン2014(案)について
3月24日	第4回徳島市行財政健全化市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期行財政健全化計画の取組状況について ・徳島市行財政力強化プラン2014について

3 徳島市行財政健全化市民会議設置要綱

(目的)

第1条 本市の行財政健全化の取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政健全化市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

(委員)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任はさまたげない。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の内から会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

注 前記の徳島市行財政健全化市民会議設置要綱を次のように全部改正し、平成26年4月1日から施行する。

○徳島市行財政力強化市民会議設置要綱

徳島市行財政健全化市民会議設置要綱（平成17年4月1日）の全部を改正する。

（目的）

第1条 本市の行財政力の強化に向けた取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政力強化市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

（委員）

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（解散）

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

（事務局）

第7条 市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

□この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

4 徳島市行財政健全化市民会議委員名簿

【50音順、敬称略、平成25年4月1日現在】

- 会 長 中 村 昌 宏
(徳島文理大学総合政策学部・学部長)
- 副会長 加 渡 いづみ
(ファイナンシャル・プランナー)
- 委 員 伊 藤 博 文
(市民公募委員)
- 委 員 後 藤 次 郎
(四国大学経営情報学部・教授)
- 委 員 島 田 和 男
(徳島市コミュニティ連絡協議会・会長)
- 委 員 新 井 義 典
(公益財団法人徳島経済研究所・理事)
- 委 員 久 積 育 郎
(公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク・理事長)
- 委 員 細 東 真由美
(市民公募委員)

以上 8人

5 徳島市行財政健全化推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本市における行財政の健全化について、全庁的な体制のもと強力に推進するため、徳島市行財政健全化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政健全化の推進計画に関すること。
- (2) 行財政健全化の実施に関すること。
- (3) その他行財政健全化に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、第一副市長をもって充てる。

4 本部員は、第二副市長、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理監、消防局長、会計管理者、水道局長、交通局長、病院局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する本部員以外の者を本部員に指定することができる。

(本部長、副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 推進本部に、徳島市プロジェクトチームの設置及び運営基準に関する規則（昭和48年徳島市規則第65号）に基づくプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、第2条に定める推進本部が所掌する事項について、推進本部の指示を受け、専門的に調査・検討し、その成果を推進本部に報告する。

3 プロジェクトチームの具体的な所掌事項及び構成員等は別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、行財政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

注 前記の徳島市行財政健全化推進本部設置要綱を次のように全部改正し、平成26年4月1日から施行する。

○徳島市行財政力強化推進本部設置要綱

徳島市行財政健全化推進本部設置要綱（平成16年8月31日）の全部を改正する。

（目的）

第1条 本市が、多様な政策課題を効果的・効率的に処理できる経営型の行政運営への転換に向けて全庁的な体制のもと行財政力の強化に取り組むため、徳島市行財政力強化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、前条の目的を達成させるため、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 徳島市行財政力強化プラン2014（以下「強化プラン」という。）の実施に関すること。
- (2) その他行政運営機能の強化及び行財政基盤の強化に係る重要事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、第一副市长及び第二副市长をもって充てる。

4 本部員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理監、消防局長、会計管理者、水道局長、交通局長、病院局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する本部員以外の者を本部員に指定することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 副本部長は、あらかじめ本部長の定めるところにより本部長不在の場合はその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長は、強化プランの取組項目を推進するにあたり、必要があると認めるときは、当該取組項目に係る本部員等で構成する部会を別に設けることができる。

2 部会は、推進本部から権限の委任を受け、当該取組項目に関する事項について検討及び協議を行い、当該取組項目の推進方法等を決定する。

3 部会は、前項の規定による検討及び協議の結果並びに決定した推進方法等を推進本部に対して適宜報告する。

4 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部行政管理総室行財政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

6 用語解説（50音順）

※用語の後ろの（ ）は、本文中の掲載ページです。

あ行

一般会計（2・7・12・47ページ）

地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

一般財源（2・12・13ページ）

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入（地方税、地方譲与税、地方交付税など）。

インセンティブ予算（45ページ）

各部局の自助努力によって経費の節減や収入の増加を図った場合に、その捻出経費の一部を次年度予算において追加配分すること。

オールとくしま体制（9・25ページ）

「心おどる水都・とくしま」発信プランの推進のために、行政、NPO、大学、コミュニティ、学生、市民、企業、専門家などすべての主体が一体となった体制のこと。

か行

外部委託（アウトソーシング）（1・9・10・15・17・20・22・39ページ）

自社の業務の一部または全部を、外部の企業等に委託し、その専門的な知識、技術、資源を有効活用することにより、経費削減や事務の効率化を図ること。

外部監査制度（30ページ）

外部の専門的な知識を有する者との契約に基づいた監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を高めるために創設された制度。
包括外部監査と個別外部監査があり、地方自治法において、都道府県、政令指定都市、中核市に対しては、包括外部監査が義務付けられている。

学校評議員制度（38ページ）

学校、家庭、地域が連携協力しながら開かれた学校づくりを進めるため、当該学校の職員以外で、教育に関する理解及び識見を有する人のうちから選任された学校評議員の意見を学校運営に反映させる制度。

企業会計（22・47・48ページ）

主として営利を目的とした企業に適用される会計をいうが、地方財政法上、地方公営企業法の全部又は一部が適用される会計をいう。平成25年4月1日現在、本市には、全部適用の3会計（水道事業会計、旅客自動車運送事業会計、市民病院事業会計）と一部適用の3会計（中央卸売市場事業会計、商業観光施設事業会計、土地造成事業会計）の計6会計がある。

基金（2・12・15・18ページ）

地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため設けるもの。

義務的経費（5・6ページ）

地方公共団体の歳出のうち、毎年固定的に必要となる人件費、扶助費、公債費のこと。

共助（11ページ）

大規模災害等が起きたとき、災害等に対応するため地域や市民レベルで互いに助けあうこと。

なお、自分の力で対応することを「自助」、市町村などの行政による公的な支援のことを「公助」という。

行政評価システム（45ページ）

限られた財源で最大の効果を得るため、本市の第4次総合計画の施策体系に基づく施策－事業群－事務事業について、行政サービスの必要性、有効性、効率性、上位施策への貢献度等の観点で、課題を把握し、改善していくためのマネジメントシステム。

行政不服審査制度（32ページ）

国民の権利権益の救済のため、行政処分に関して、国民がその見直しを求め、行政庁に対し、不服を申し立てる手続き。

経常収支比率（5・6ページ）

市税や地方交付税などの経常的な収入が、人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出にどの程度使われているかを示す比率。この数値が高いほど、財政構造の弾力性が失われていることを表す。

行動変革（31ページ）

自己啓発をすることにより意識改革をし、その考えに基づいて行動を起こすこと。

広報の広報（34ページ）

本市の広報紙等の紙面において相互に広報を行うこと等で、市民が広報に接触する機会を増加させ、広報紙等の存在や認知を高めることにより、効果的な広報を行う。

子ども・子育て関連3法（33ページ）

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現のため、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大、確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を総合的に推進するもの。平成27年度から本格的に実施予定。

子ども・子育て関連3法の正式名称は次のとおり。（平成24年8月22日公布）

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

コミュニティファンド（36ページ）

個人や企業等からの寄付を積み立て、地域貢献活動を行う市民活動団体への補助を通じて、様々な地域貢献に活用する基金のこと。

さ行

財政危機宣言（1ページ）

平成17年2月16日に市長が宣言したもので、本市の財政状況がかつてない危機的な状況に直面しており、このままの状態が続けば、近い将来には財政再建団体に転落することになるという状況にあることを、市民の方々に理解していただいたうえで、このような危機的な状況を踏まえ、行財政健全化のための抜本的な改革に取り組む考えを示したもの。

財政再建準用団体（1ページ）

地方財政再建促進特別措置法（旧再建法）による地方公共団体の財政再建制度で、現在は、平成19年6月に成立した地方公共団体財政健全化法に基づく新たな財政再建制度に移行している。

市町村では、前年度実質収支において標準財政規模（各地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの）の20%以上の赤字が生じた場合、これに該当した。

サンセット方式（45ページ）

夕方になれば自然に太陽が沈む（サンセット）ように、事務事業の終期又は期限をあらかじめ設定し、終期や期限が来たら、原則として廃止するという手法や方式。

自主防災組織（1・11・17・38ページ）

地域住民が自治会、町内会単位など各地域の実情に応じて組織化し、自主的に連携して防災活動を行う集まりのこと。平常時は防災訓練の実施や防災知識の啓発を行い、災害時は初期消火や住民の避難誘導、負傷者の救出や救護等を行う。

市政ネットモニター（34ページ）

市政の課題や市民の生活に関係の深い事項について、インターネットを活用して行うアンケート調査のことで、毎年、年度当初に100人のモニターを募集し、年5回程度行っている。

自治体クラウド（30ページ）

地方公共団体が情報システムを自らの庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする仕組み。

複数の地方公共団体が一体となって、情報システムの共同化と集約化を進めることにより、システムの運用コストの削減や業務の負担軽減が期待できる。

指定管理者制度（1・9ページ）

平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部改正により導入された制度であり、運動、福祉、教育及び文化施設等、市民が直接利用する公の施設の管理・運営を民間事業者等の団が行い、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としている。

シティプロモーション（9ページ）

交流人口の拡大、市民の愛着や誇りの向上等、本市が持続的に発展できる状況を生み出すために、本市の魅力を創造し、地域内外へ効果的に発信することで、本市のブランドイメージを確立すること。

市民満足度調査（34ページ）

本市の第4次総合計画に定める42施策の取組みについて、その重要性や満足度について市民の方々がどう感じているかを数値として捉え、分析を行い、その結果を今後の市政運営（施策の取組み）について検討する上での参考として活用するために行う調査。

社会保障制度改革（4・22・32ページ）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月13日施行）において、社会保障制度改革の全体像や進め方を明示し、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的としている。

少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の4つの分野について、改革の検討項目、改革の実施時期と関連法案の国会提出時期等が規定されている。

社会保障・税番号制度（17・22・33ページ）

年金給付関係情報や地方税関係情報等、複数の機関に存在する特定の個人情報、国民一人ひとりに割り振られた一つの番号で結びつけることにより、同一人の情報として活用できるようにする制度。

制度の導入により、社会保障や税に関する申請に添付書類が不要になるなど、利便性が向上するとともに、公平な社会保障給付と公平な税負担の効率性・透明性を高めることができる。

新拠点都市創造検討会議（8ページ）

地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、徳島東部地域の将来を見据え、持続的に良質な行政サービスを提供する必要があることから、より主体的・具体的に徳島東部地域における新たな拠点都市の創造に向けた検討を行うため、平成25年5月に設置された会議で、賛同する3市村（徳島市、小松島市、佐那河内村）で構成している。

シンクタンク（16・21・29ページ）

様々な領域の専門家を集めた研究機関。社会問題や政策決定などの問題や経営戦略などについて、調査や分析を行い、問題解決や将来予測などの提言を行う。

人件費（7ページ）

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。

人件費に属するものとしては、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等がある。

スクラップアンドビルド（15・20・45ページ）

事務事業の見直しを行い、既存の事務事業の廃止や統合等（スクラップ）により生み出された財源等を新規の事務事業（ビルド）に振り向ける手法や方式。

早期健全化基準（18ページ）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成21年4月1日施行）において、財政の早期健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて政令で定められている数値。

た行

第4次総合計画（1・7・13ページ）

本市の今後のまちづくりの指針を定めた計画で、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としている。

本計画では、目指す将来像を「心おどる水都・とくしま」と定め、「元気とくしま」「安心とくしま」「信頼とくしま」の3つの基本理念のもと、施策を総合的・体系的に取りまとめている。

地域自治協議会（37ページ）

地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域全体で意見を出し合い、各種団体が連携・協力して活動し、地区内の細かな課題に対応するほか、行政だけでは解決できない地域課題について、住民と行政の協働による取組みによって解決を図ることを目的とする組織。

先進自治体の事例では、地域住民、町内会、老人会、婦人会などの地域の各種団体等で構成し、地域社会のネットワーク化を図ることにより、地域の意思決定、事業実行の主体となっている。

地域の絆づくり事業（37ページ）

活力ある地域社会を実現するため、地域住民や企業などがお互いに連携し、地域が自主的・主体的に自らの課題を解決できるよう、その取組みを支援する事業。これにより地域の絆を深め、これからのまちづくりにつなげていくもの。

地域包括ケアシステム（32ページ）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるシステム。

地方交付税（4・10ページ）

地方公共団体がその行うべき事務を等しく遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税で、財源不足額に対して交付される普通交付税と、普通交付税の機能を補完するために交付される特別交付税の2種類がある。

地方分権（9・13・14・15・16・21・24ページ）

国の事務権限や財源を住民に身近な地方（市町村や県）に移すことで、地方が主体的に責任をもって地域の実情に応じた行政運営を行うこと。

中核市（10・13・16・24ページ）

地方自治法で定められた、政令で指定する人口30万人以上の都市。規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政サービスが提供できるように、平成6年に創設された都市制度。（平成25年4月1日現在 42市）

地理情報システム（41ページ）

位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析、解析や情報を視覚的に表示させるシステム。GIS（Geographic Information System）とも言う。

「場所」「位置」に関する情報を使ってすべての情報をまとめ、地図や航空写真の上にその情報を重ね合わせることで、様々な情報の関連性が一目でわかるようになる。

定住自立圏（8・9・16・27ページ）

中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を積み重ねる結果として形成される圏域。中心市の要件は、人口5万人程度以上で昼夜間人口比率が1以上の都市とされている。

「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、お互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

電子申告（エルタックス）（41ページ）

地方税の申告、申請などの手続きが、インターネットを利用して行えるシステム。本市では、平成22年度から個人市県民税及び法人市民税の申告、申請等の手続きについて実施している。

徳島市地震・津波対策行動計画（10ページ）

平成25年6月に策定された計画で、地震や津波による被害の軽減を図るため、「市民の命と生活を守る安心とくしまの実現」を基本理念とし、この実現に向け、3つの基本目標「地震・津波から命を守る」「地域防災力で命を守る」「迅速な応急対策と早期復旧の実現」を掲げ、29の具体的な施策に取り組み、地震対策を推進している。特に津波避難対策では、素早い避難と住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動で被害軽減効果が非常に高いことから、防災意識の啓発を重点的に展開している。

徳島市地域防災計画（26ページ）

災害対策基本法に基づき、本市の地域及び本市の住民の生命、身体、財産を保護するために定めたもので、一般災害編と地震対策編で構成されている。

徳島東部地域市町村長懇話会（8ページ）

地方分権の進展や道州制の本格的議論を踏まえ、お互いに共通する行政課題、広域行政への取組み、今後の徳島東部地域のあり方などについて、検討することを目的として、平成18年7月に、本市と周辺11市町村（小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町）の各市町村長で構成された。

広域連携事業の実施や定住自立圏構想の実現に至ったことから、所期の目的を達成したのものとして、平成25年3月31日に廃止。

徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン（27ページ）

徳島東部圏域の将来像の実現に向けて、定住自立圏形成協定に基づき、平成23年度から平成27年度までの計画期間において、中心市である本市と周辺11市町村（小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町）が連携して推進する具体的取組を示したもの。平成25年4月1日現在、19の連携事業に取り組んでいる。

特別会計（22・47・48ページ）

特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計。平成25年4月1日現在、本市には、9会計（国民健康保険事業特別会計、食肉センター事業特別会計、下水道事業特別会計、奨学事業特別会計、土地取得事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、職員給与等支払特別会計）がある。

トップマネジメント（29ページ）

会社の最高経営者層。会社の基本方針の決定、総合的観点からの計画、組織、統制など全般的管理についての意思決定機能をもつ。強化プランでは、市長・副市長を想定している。

な行

南海トラフ巨大地震（4・10ページ）

日本列島の太平洋沖、南海トラフ沿いの広い領域を震源とする大規模な地震。東海地震、東南海地震、南海地震が連動して起こると想定されており、今世紀前半にも発生する可能性が高まっている。

は行

パブリックコメント手続（36ページ）

徳島市市民参加基本条例に基づく市民参加手続の方法のひとつ。本市の基本的な施策等に関する計画の策定や条例の制定にあたり、あらかじめ案を広く公表し、これに対する市民等からの意見を考慮して対象施策を定めるとともに、当該意見に対する実施機関の考え方を公表する。

眉山魅力アップ計画（27ページ）

眉山のさらなる魅力向上と、眉山からJR徳島駅前までの区域のにぎわい創出を目的とする観光振興に主眼をおいた計画。平成26年3月策定。

標準処理期間（32ページ）

許認可等を求める申請が市に到達してから市が結論を出すまでに通常要する標準的な期間。徳島市行政手続条例において、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める」と規定しており、標準処理期間を設定することによって、いつになれば申請の結果が分かるかということを明らかにするもの。

扶助費（4・7・12・13・46ページ）

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費。生活保護費等がこれに当たる。

普通会計（6・20ページ）

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。本市においては、一般会計に奨学事業特別会計、土地取得事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたもの。

ま行

ミドルマネジメント（29ページ）

組織の中間に位置する管理職を指す。強化プランでは部長級職員が持つ権限を想定している。

モバイルレジ（42ページ）

納付書に印刷されたバーコードを携帯電話等のカメラで読み取り、モバイルバンキングやインターネットバンキングを利用して税金や保険料を納付できるサービス。

ら行

ライフサイクルコスト（43ページ）

建物等の企画、設計、建設の運用開始から、維持管理、解体処分するまでに要する費用の総額。

N

NPO、NPO法人（11・17・22・36ページ）

NonProfit Organizationの略。民間非営利団体（組織）のことで、民間企業のように利益の分配を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体のこと。また、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ばれる。

O

OJT（31ページ）

On the Job Trainingの略。職場内研修のことで、仕事に直接必要な知識や技能を上司・同僚から職場を通じて身に付けること。

徳島市行財政力強化プラン2014 一健全化から強化へー
2014年（平成26年）3月

発 行 徳 島 市
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
編 集 徳島市行財政健全化推進本部
(事務局：総務部 行政管理総室 行財政経営課)
TEL 088-621-5113 FAX 088-624-3125
